

令和3年3月第11回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和3年3月9日第11回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 々 木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 事	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番 渡邊健一議員、13番 澤井俊一議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

3月8日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許可いたします。

17番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔17番 鈴木邦昭君 登壇〕

17番（鈴木邦昭君） 17番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、1項目め、本町のコロナ対策について、2項目めは大規模災害発生時の体制と構築について、以上2点質問させていただきます。

まず1項目め、この本町のコロナ対策について4点質問いたします。特に、今回

コロナ対策については、国がどうこうというものではなく、国では示しました、そのことについて町の体制など、こういったことを質問いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

まず初めに1点目、新型コロナウイルスでは今までワクチンもなくて、やはりコロナ感染ということに関しましては、本当に皆様、やはり恐怖と言ってはちょっと大げさかもしれませんが、やはり恐怖ではなかったのかなと、このように思っておるわけでございます。

そういった中で、いよいよワクチンをめぐっては、米製薬大手、ファイザー製を厚生労働省が2月14日に正式に承認し、17日から安全性を調べる目的で、同意を得た約2万人への医療従事者に対し先行接種が行われたわけでございます。

新聞報道にもありましたけれども、本町では円滑な接種体制の構築に向け、職員と亘理郡医師会との連携体制の整備に関してと、こういう報道がございました。このワクチン接種に向け、町民への周知方法について答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員からもご指摘ございましたが、令和3年2月14日にファイザー社の新型コロナワクチンが医薬品医療器等法の特例承認を受けまして、予防接種実施について、厚生労働大臣より2月16日に指示が出されたところでございます。

本町といたしましては、担当職員を増員するとともに、令和3年2月1日付で新型コロナワクチン対策班を設置させていただきまして、亘理郡医師会と連携、協議しながら、厚生労働省から示されるスケジュールに合わせて準備を進めているところでございます。

ご質問にあります、ワクチン接種に関する町民への周知方法につきましては、スケジュール等が固まり次第、速やかに個人通知、広報、ホームページ、医療機関等を通しまして周知してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 方法等は、まだ完全には、じゃあ決まっていないと。そういうことでよろしいのでしょうか。それとも、今言われたように、広報、ホームページとかそういったところで、それ以外にあとはないと、こういうことでよろしいですね。

広報については、私、今まで見た、A4のところ半分ぐらい、小さくではなく、やはり大きくどんと載せるべきではないかなと、このように思います。どのように

されるのかはちょっと分かりませんが、そういう方法がよろしいのかなど、このように思いました。周知については、今、確認いたしました。

1月27日でございますけれども、神奈川県川崎市では厚労省と医師の方々、市職員、こういった方々で円滑な接種方法を確認するため訓練をしたと、こういう報道がありました。これはご存じだと思いますけれども、川崎市の人口というものが154万人、そして互理町は3万3,000人強と、こういう比較にはなりませんけれども、しかしこのワクチン接種方法、これは同じだと思います。川崎市では、問診、接種、接種後の経過観察、こういった訓練をしたと、テレビでは報道してございましたけれども、先ほど言いましたが、職員と互理郡医師会との連携体制整備ということはありませんけれども、どのような医師会と連携体制の整備をされたのか、その件について答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらのほうは、健康推進課長よりお答えさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 医師会との連携の体制、どのように整備されたのかというような話でございますが、今も進行中でございます。もちろん議事に沿って、内容に沿って、週1程度、我々は郡医師会の担当の医師と協議を重ねている最中でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 進行中であるということですが、早めに町民の方々に、混乱することがないように、町民の方々が、やはり徹底していただきたいと、このように思います。

全員協議会で一応、新型コロナウイルスワクチンの接種体制について説明いただきました、我々も。その中で、接種順位についても説明がありました。本町の役場職員とか、それから新型コロナウイルス感染症患者と関わる救急隊員、こういった方々は医療従事者と同じように接種されると聞いておりますけれども、では、この警防要員についてはどのような順と考えているのか、その辺お願いいたします。消防署、消防士です、消防吏員ですと言えば分かりますかね、階級のつけた人たちのことです。そういった方々のことを言っているわけです。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 今回の医療従事者の対象というものにつきましては、国から示されています、直接患者と関わる機会が多い者ということで線引きをされておりますので、今、議員がおっしゃいました方々につきましては、対象とはなっておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ということは、消防士の方々は対象とはなっていないと、こういうことですか。やはり、でも消防士の関係の方々、こういった方々も早めに、私は接種させたほうがいいのではないかと、このように思います。そこは、あとは町の考えもあるでしょうけれどもですね。

この接種を受ける順位というものは、今お話聞きましたけれども、今度は人数制限。人数制限での接種となると思いますが、この一度に、我先にとなりますと、やはり長蛇の列になるだろうと。そしてまた密にもなります。例えば、接種券、今度はクーポン券、各家庭に配布されるわけですがけれども、それを持参してきた順となるのか、それとも行政区ごとにするのか、それとも1日何名と決めて、そしてクーポンの番号で決めていくのかという、この接種を受けるときのどのような人員の配分を、接種体制ですね、考えているのか、その件についてお聞きします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 接種の順番につきましては、今回、今考えている案では、高齢者につきましては、2回に、2クールに分けたいと。行政区ごと、そういった順では、まずございません。1日何名という形で完全予約制にさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 予約制となりますと、どのように予約ですか。やはり、ある程度人数も決めなければいけないですよ。そういった予約制というものは、どのような予約制なのか、その件お聞きします。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 今現在の案では、1日680名程度、集団接種におきまして。それで、医療機関においての個別接種も併用として考えておりますので、そちらにつきましては、個別の医療機関ごとの人数で予約を受付したいと考えております。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 本町では、先日の全協での説明では約2万9,000強という接種をされるわけですがけれども、やはり準備は怠りなく、先ほども言いましたように、混乱するような事態を避け、そして円滑に着実に進めていただきたいと、このように思います。

2点目に入ります。2点目については、これは2月の全協で説明がありました。しかし、私は通告した後にこれが出てきましたものですから、私のほうが早かったものから、もしかすると重複するところがあると思いますけれども、答弁はよろしく願いいたします。

ワクチン接種に関し、独り住まいの高齢者や障害者の方、寝たきりの方、移動不可の方ですね、こういった方々、高齢者施設入居者の方々への接種対応について、どのような対応を考えているのか、答弁お願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 本町では、ワクチン接種に係る接種計画を作成するに当たりまして、高齢者や障害者、福祉施設に入所されている方等、支援が必要な方の接種体制についても検討しているところでございます。

関係施設と連携し、施設入所者につきましては、施設内での接種、独り住まいの高齢者については、相談対応や送迎等の支援、そしてまた移動不可の方、移動ができない方につきましては、訪問による接種の検討を現在行っているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひ失敗のないようにしていただきたいなど。接種の実施主体というものは、あくまでも町でございませう。しっかり計画を立てて進めていただきたいと、このように思います。2点目はこれで終わります。もうこれは前回、全員協議会でも話ございましたので。

3点目に入ります。コロナワクチン接種後のアレルギーが生じた場合のことを考え、本町の取組をお聞きいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 現在、承認を受けておりますファイザー社の新型コロナワクチンの

重大な副反応といたしましてアナフィラキシーがあります。「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種実施要領」では、「接種後、少なくとも15分、過去にアナフィラキシーを含む重い症状を引き起こしたことがあるアレルギーのある方に関しましては30分の状態観察が必要である」とされております。

本町といたしましては、副反応について、互理郡医師会と共有しまして、集団接種会場におきましては、接種後の状態観察を行うための看護師の配置や場所の確保、救急医薬品等の準備について、対応を検討しておるところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 海外での接種は、まれな頻度でアレルギー反応が発生していると、このような報道がありました。日本では、今回は医療従事者からまず接種が始まったわけですが、この医療従事者がもうアレルギーを発症しているわけでございます。2月20日には富山県の病院で、副反応の疑いがあるというじんましの発生があったと、こういうことがありました。そしてまた3月2日には、60代の女性が接種から3日後に死亡と。死因はくも膜下出血と見られ、報告した医師は、接種との因果関係はないと、このように言っております。5日、30代の女性がアナフィラキシーを発症したということで、投薬後、症状は改善したと。こういうニュースもございました。

今日のニュースでも、やはり皆さんも今日聞いたかもしれませんけれども、アナフィラキシー反応が出たという、5名とかなんか言っていましたね。そういったことで、非常にそういった方々、自分で違う反応があったのかどうか。要するに、エピペンというんですか、エピペンとかそういったものを持っている方々が起きたのかどうかですね、それはちょっと分かりませんが、そういった中で、今、町長の答弁にもありました、ワクチン接種後、経過観察に15分、それからアナフィラキシーのあるような方ですか、30分観察するというところでございましたけれども、この医療従事者から状態観察の方が1名と、それから一般従事者として、状態観察補助として1名配置すると。これは我々、やっぱり全協で報告を受けました。

このコロナワクチンと副反応との明らかな因果関係が判明しない中で、今日もテレビでマスコミ、メディア等が言っておりますけれども、マスコミやメディアに対して報道の抑制ということについて、やはり協力を得るということも必要ではないかと、このように思いますけれども、町長、どうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 確かに議員おっしゃるとおり、どうしてもそういう副反応と申しますか、そちらのほうばかりクローズアップをされるような報道が大分見受けられます。それによって、本来であれば大丈夫であったであろう方が受けることをちゅうちょするというような状況になりますと、やはりこのコロナの感染症をなかなか終息にもっていくことは難しいと考えておりますので、その辺も含めまして、今後、対マスコミという部分は考えていかなければならないと認識をしております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今、なぜ私はこの質問をしたかといいますと、以前、子宮頸がんワクチンの定期接種というものがございました。そのとき、やはりアレルギー反応が出ましたね。もうメディアは一斉に繰り返し報道しました。それによってどうなったか。国も地方行政も積極的に進めなかったんです。これは亘理町でも当時はよかったけれども、その後もしかすると減っているのではないかなと思うんですが、そしてこの受ける女性の方々も積極的ではなかったんです。当初、70%以上接種率があったということですが、そのメディアが一斉に報道したことによって、1%を割り込んだということ。こういう経緯があったということが報告されております。

結果として、日本では毎年、約1万人の子宮頸がんにかかる女性の方々がいます。そのうち、約2,800人の女性が亡くなっていると、こういう事実があると。これは子宮頸がんに関わるNPO法人が調べた数字でございます。

今度はコロナワクチンでございます。専門家の話では、コロナワクチンにより副反応が起きた場合、特定の人に起きるのか、今回だけの事案なのか、それを切り分ける必要があると。そのためには、副反応が起こった人について、いつ接種したのか、どのワクチンのロットナンバー、このロットナンバーというものは重要です。食べ物でも何でもロットナンバーというものがついていきます。そうしますと、どこで作ったか、どこで、どの機械で作ったか、どの人間が携わったかというものが全部分かるはずなんです。このロットナンバーのワクチンを、どのロットナンバーで、そのワクチンを接種したのか、これを迅速に分かる必要があると。これを素早く対応できなければいけないと、このように話しておりました。

そこで、ベテランの担当医だけではなく、今回、ここに携わる人、特に一般従事

者として携わる、先ほど町長が言うておりましたけれども、状態観察、補助の方、この方も知っておくべきではないかと、こう思いますけれども、この件について打合せはされているのかどうか、まだそこまで進んでいないのか、これからなのか、その点伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今のご質問に関しましては、健康推進課長よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議員のご指摘のとおり、そういった想定のスミュレーション等を含めまして、今後実施する予定でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） そういったところもしっかりと見ながらやっていただきたいなど、このように思います。やはり細部にわたり、本当に打合せはしていただきたいと。そして、何度も言いますけれども、やはり町民の方々が安心して接種できるようにしていただきたいと、このように思います。

4点目に入ります。重症化リスクの高い高齢者及び障害者の支援施設や集団感染のおそれのある幼稚園、保育園または小中学校に勤務する職員を対象とした、職員といいますが、先生方も含めます。対象としたPCR検査の無償実施を検討されてはいかかかということで、答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 新型コロナウイルス感染陽性者を確定する検査としましては、PCR検査がございしますが、陽性者を早期に把握するための抗原検査も行政検査として認められております。抗原検査は薬局等でも入手できるなど、医療機関に出向かずに検査を行うことができまして、企業や医療機関においては独自に行っているところも多くあると聞いております。

また、自治体が無症状の方に対しPCR検査を行っている場合につきましては、専門家の判断の下、感染拡大時期と感染拡大地域を適正に捉えまして、感染者をいち早く隔離することを目的に、繁華街等の感染地域で働く方を対象としてPCR検査を実施している場合が多いと思われます。

ご質問の、自治体が無償でPCR検査を実施することについてでございますが、

検査をした時点で感染していないことが証明されるのみでありまして、陽性者をいち早く把握するためには、短い周期で継続的に検査を行う必要がございます。また、現在の検査体制の中では、発熱者や濃厚接触者等の検査を必要とする方を優先する必要がありまして、必要時に検査ができないなどの状況を避けなければならない状況でございます。時期や地域を限定せず、単に施設でのPCR検査を実施するということでは、集団感染を防ぐための方法としては効果的、効率的ではないと考えております。

また、感染拡大時期と感染拡大地域において、県が主体となりまして、施設等の集団検査を実施するという情報もありますので、現在のところ、本町が主体となりPCR検査を無償で実施することは考えていない状況です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 陽性の方を判断するのみとか、PCR、効率的ではないと、今そういう答弁をいただきましたけれども、やはりこれは私は効率的だと思いますよ。そうでなければこういうものはしないだろうと私は思っております。

まず1つは、他の自治体で独自で行っているというところがございます。まず静岡県三島市、ドライブスルー方式、伊東市、やっております。それから、沖縄県になりますけれども、沖縄県はこれを独自でも補助事業を活用している。ここは米軍がいますから、相当な交付金か何か入ってくるだろうと思うので、こういう町でもできるのかとは思いますが、やはりここもそういう形で独自で実施しているということでございます。

亙理町ではできないということでもありますけれども、やはりこのワクチンを接種したからコロナにかからないということはないそうです。そしてまた、ワクチンを打ったからマスクは外せるかという、これもはっきり言ってノーだということでございます。免疫がどれくらい長く、どの変異株に対して、変異株、今はもうすごいですね、イギリス、アフリカ、それからブラジルですか、いろんなところの変異株が出ております。それが作用するかが分かるまでは、やはりマスクをつけて、そしてまた周囲の人や自分自身を守る必要があるということも、こういうことも専門医は話しておりました。

そのような中で、高齢者、障害者など、やはり支援施設で働く職員、そして幼稚園、保育園、小中学校に勤務する、感染者集団のおそれのあるところ、こういった

ところには、やはりウイルスを持っている方が、その施設または学校などに行き来して、たくさんの方が感染すると。よくクラスターと言っておりますけれども、こういうことになるわけです。

やはり希望者でもよろしいのではないかとはいえますけれども、PCR検査の無償実施、まあ効率的ではないと、先ほど町長答弁をいただきましたけれども、私は効率的だと思っておりますけれども、やはり町独自で提案したわけですが、再度お聞きいたします。もう、できないものはできないでよろしいですけれども。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほど申し上げましたことと同じでございますが、2月中、たしか沖縄で多くのプロ野球のキャンプが行われまして、そのときに各評論家とかマスコミの方々は、何か話を聞きますと、4日、5日に1回ずつPCR検査を受けて、それじゃないと球場の中に入って、スタンドからも取材できないような状況であった。そのように、そのときの必要性というものがすごくあると思います。そのときだけオーケーでも、ひょっとしたら何日か前にかかっている、そこでオーケー、陰性が出てしまえば、それで安心して働かれれば同じだということで、やはり常々、町民お一人お一人が、このコロナワクチンに対する危機感といいますか、正しく知って恐れるという気持ちで常々過ごすことが、生活をしていくことが一番の感染予防ではないかなと私は考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 町長の言うことも十分分かります。亙理町は昨日現在、感染者22名と。このところ、20名から22名、あと、ずっと続いているんですけども、いずれにしても、先ほど言いましたように、そういった施設で働く方々、やはり感染者集団のおそれのあるところの職員、先生方ですね、こういったことに、やはり町独自でPCR検査、ぜひ考えていただきたいなと思ったわけですが、まず亙理町はこれ以上感染させないというような考えでいただければと、このように思います。

2項目めに入ります。大規模災害発生時の体制と構築について質問します。

近年、大規模震災、2月13日も震度6強の地震もありました。大規模水害、また大規模風害、想定を超える災害が頻発しております。一昨年10月の台風19号、昨年7月の豪雨を通じて、本町の直接担当する部門の体制はどのように強化されたのか、

答弁お願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 本町は間もなく東日本大震災から10年という節目を迎えることとなりますが、それ以降も日本全国で様々な種類の災害が発生しております。貴い人命が奪われたということを鑑みますと、地域防災力の充実、強化の重要性を改めて感じているところでございます。

さて、本町の防災行政につきましては、ご存じのとおり、亶理町防災会議が定める亶理町地域防災計画を全ての基軸としまして、各種団体等のご協力をいただきながら、安全で安心なまちづくりのため、日々、防災体制の強化に努めているところでございます。

現在の亶理町地域防災計画につきましては、日本全国の様々な災害により得られた反省点を踏まえ、国の防災基本計画並びに宮城県地域防災計画の修正がなされた内容を基に、令和2年4月に改定を行っており、ご質問のございました、一昨年10月の台風19号、いわゆる令和元年東日本台風等の反省点も踏まえた、本町としては最新の知見に基づく計画として整備が進んでいるところでございます。

今後の予定としましては、新型コロナウイルス感染症等の感染予防、感染拡大予防を踏まえた防災対策や、本年度、工事が完了しました亶理町防災倉庫を含めた資機材備蓄体制などを最新の情報へと修正し、また現在、国において進められております防災対策基本法の改正内容を踏まえた形で、令和3年度中にさらなる改定が行えるよう作業を進めているところでございます。

また、防災担当部局の人員体制としましては、令和2年10月1日より、地域防災マネージャーの資格を有する陸上自衛隊OBを任期付職員として採用しまして、災害対応業務についてはもちろんのこと、自衛隊をはじめ各種関係機関との連携についても強化を図っているところでございます。

今後とも、各種災害による教訓を踏まえまして、亶理町地域防災計画の見直しを行いながら、引き続き防災体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） いろいろ整備が進んでいると、こういう答弁でございました。また、今、陸上自衛隊のOBが入っているということですがけれども、これはどの部隊の方なんでしょうか。その件ちょっと伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 東北航空隊を最後に退官された方でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 東北航空隊、陸自の航空隊なのか、航空の航空隊なのか、そのところ。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 陸上自衛隊東北方面総監部東北航空隊でございます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 自衛隊のOBが来たからということで、まず安心しないでください。まず、町は町の動きを持っていければいいのかなど、私はこのように思います。

この質問ですね、やはり通告した、提出した後に、2月13日発生した震度6強ですか、亘理は6弱でしたけれども、あ那时的揺れ、私も3.11再来かと思うぐらいの揺れでございました。短かったんですけどもね、でも、やはり大きかった。

当時、私も、すぐではなかったんですけども、役場に来てみました。そうしますと、町長、副町長はじめ、それぞれ幹部職員、もう集合しておりました。私はこれを見て、集合態勢、あくまでも集合態勢ですよ、集合態勢はしっかりしていたなと、このように思いました。特に、女性職員の方、それぞれ翌日の朝まで本当に大変だったろうなと、こう思っております。本当にお疲れさまでございました。そしてまた職員の皆様もお疲れさまでございました。

特に、今回は避難所について、今回の地震において5か所開設されました。あれは、やはり素早い動き、行動ではなかったかなと、私はこう思っております。やはり今後もああいう形で、素早く動く、そしてまた集合態勢も素早く集合したということで、亘理町も3.11以降、やはりそれぞれびりびりしてきたのかなと、このように思っておりますけれども。

ただし、私が思うには、2月13日の地震後の対応についてでございます。屋根瓦の件について、個人で処理するよということでありましたけれども、25日の全協の中で議員から指摘を受けたわけでございますね。それで、ようやく仮置場を開設するということになりました。一部損壊が150件と新聞で報道されましたけれども、私は30件ぐらいかなと聞いておりました、そのときは。本町ではどのようにして確認されたのか、地震によって屋根瓦が落ちた、これもやはり震災だと思います。

担当部門の体制は本当に体制が強化されていたのかどうかと、私はこのところを非常に強く思ったわけでございます。

やはり、この危機管理というものがまだ、ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、けれども、危機管理が足りないというふうに私は感じましたが、この件についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今回そういう点で、町民の皆様にご不便、ご迷惑をおかけしたということでは、私も衷心よりおわび申し上げたいと思いますし、また今後それを、今回の反省点を踏まえまして、十分に調査できるような体制を確立しまして、早期に対応できるような形に今後もっていききたいと考えているところでございます。

議会の開会の初めにも申し上げたのと同じことになりますが、ぜひご理解を賜りたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） いずれにしましても、やはりこの地震、津波、火災、台風、豪雨、自然災害に対しては、国、県もちろんでございますけれども、やはり、小さいからいいんだとかではなく、被災に関しては、担当職員の方々、やはり歩いて状況を確認する。そして、被災されている方のところ、どのような状況なのかということ、町として何をしなければいけないのかと、被災された方々へ、これを向き合う姿勢ですね、これが私は大事ではないかと、このように思いましたけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま議員からお話のあったとおりでございまして、今後その辺を肝に銘じまして、災害が発生した場合にはそういう対応に努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 今回の震災の件では、まず定例会初日に町長が、町民の方々より後手後手だとお叱りを受けたということで、真摯に受けとめますというおわびをいたしました。単なる災害ではございません。やはり地震による災害であります。そしてまた、被害を受けたということをしっかり受け止めていただきたいなど、このように思いました。

これからもどういう災害が発生するか分かりません。ということで、2点目に移ります。

2点目、災害時、迅速に情報を収集し、リアルタイムであぶくま消防本部と共有するためのシステムを構築することについてお聞きします。答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 本町で各種災害が発生した際には、災害対策本部を立ち上げまして、より迅速で的確な災害対応を行うことを目的に、7つの災害対策各部を構成しております。

ご質問の、あぶくま消防本部につきましては、配下の亘理消防署が災害対策消防部の構成組織となっておりまして、災害対策本部を立ち上げた後、すぐに亘理消防署より隊員が派遣されまして、災害対策本部とあぶくま消防本部との連絡調整を担っていただいております。

また、宮城県が整備している総合防災情報システム、いわゆる「MIDORI」につきましては、本町を含めました県内市町村のほか、県内消防本部にも配備されていますことから、各機関で入力した情報、例えば対策本部の設置や災害情報等などはリアルタイムに確認することができるような情報共有体制となっておるところでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 共有につきましては分かりましたが、例えば災害が想定される場面で、現状の状態がリアルタイムで安全に確認するため、また発災直後に近寄ることのできないところがあると思います。そういった被災現場に、やはり救助を求める人の捜索、それから被災現場の状況把握、やはり迅速に進むためには、この消防本部、非常に重要であると、共有しなければいけないと、このように思いますけれども。

この意見交換会、それから災害を想定した研修会、こういったものは非常に私は大事だと思いますけれども、この件についていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しては、担当しています総務課長よりお答えさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまの消防本部との研修等でございますけれども、特に実施はしていませんが、各種訓練のとき、いろんな訓練を行う場合は、消防署の協力の下に実施しているような形を取っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 研修会などは実施していないと、こういうことですがけれども、ぜひこれはやはり年1回ぐらいはやるべきではないかなと私は思います。もう急遽、何かあった場合、じゃあどうしようかということも、あたふたしてしまうと思うんですね。この研修会とか、そういったものをおきますと、ある程度はもう頭の中にたたき込まれますから、そういった形では、私はこういうこともやっておったほうがいいのかなと、こう思ったわけでございます。

3点目に入ります。本町の小中学校では、各種防災訓練は行われていると思います。行われていますね、私も吉田小学校なんか、よく見ていますけれども、ただ水害等を対象とした避難訓練も私は重要と考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらは、小中学校を所管しています教育長より答弁をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 各学校においては、学校安全計画に基づき防災危機管理マニュアル等を作成し、職員間で研修を行うとともに、児童生徒へ指導しながら、地震、津波、水害等の地域の災害特性を考慮した避難訓練を実施しております。

ご質問の、水害等に関する訓練の現状としては、校舎屋上への垂直避難、学校周辺の校地外にいた場合などの高台方面への避難を実施しているところです。

また、台風19号による被災した小学校などの身近な事例を取り上げ、風水害等の危険性や備え等についても考える防災学習にも力を入れているところであります。

今後におきましても、保護者や地域と連携した実効性のある訓練を継続的に実施するとともに、防災学習の推進に努めてまいります。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 以前、太田課長からいろいろと、各学校の、いただきましたけれども、よくやっているなと思えました。ただ、この地震とか津波、今、水害対策もということで教育長から答弁いただきましたけれども、確かに各小中学校、訓練はし

ているなど思いましたけれども、全国的に見ますと、やはりこの水害の訓練というものは十分にされていないということが国交省のほうで、何かそういう報告があったようですね。

豪雨による水害など、想定を超える災害、今年も来るかどうか、来てはもらいたくないけれども、来るかもしれないという状況で、やはりそういったことは頭に入れておいたほうがいいのではないかと、私はこのように思います。

そのとき、小中学生に対する水害防災教育、水害のほうですね、やはり今、地震もそうですけれども、水害、大雨が降っております。この教育、もう少し詳しく、やはり子供たちに教えてあげたほうがいいのではないかと、こう思います。

先ほど、垂直避難、それから高台避難とか、こういったことをやっているということですが、やはり垂直もそうです、水平避難も必要だと思います。それから、学校待機ということも、これも非常に大事ではないかと私は思います。それから、集団下校時の訓練、こういったことも大事ではないかなと、このように思います。

吉田小学校を例に挙げては何なんです、そこは下校時の訓練、これもやっております。そういった中、これは必要ではないかと、私はこのように思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 知識は命の基だそうで、確実にこの安全学習の中で、いろんなケースを子供たちに指導しながら、安全、自分の身の守り方について指導していくことは大切だなどと思いますので、今後とも各学校が安全教育に取り組めるように教育委員会として指導してまいりたいと考えております。

また、大雨等につきましては、これは地震と違いまして、いつやってくるかということは大体分かるものですから、学校において、いわゆる登校日で大雨が降る場合は大体、学校をとめるような形になるかと思っておりますので、ただ垂直避難が必要だよということは、これは家に帰っても、家庭においても十分、自分の身を守るすべになりますので、今後とも充実した形で指導を続けるように支援してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひ子供たちは守っていただきたいなど、このように思います。

また、先生方というものは2年、3年でもう代わりますよね。そういった中で、やはり先生方にとっても、これは勉強になるのではないかと。こちらではこういうことをやった、あちらではどういうことをやっているかという形で、先生方も本当に勉強になるのではないかなという事で、やはり訓練は大事であると、私はこのように思います。

本町では、逢隈小学校・中学校校舎、阿武隈川の近くにありますがけれども、例えば阿武隈川が決壊したと、それを仮定して、そのときの状況によると思いますけれども、最悪を想定して、校舎への最大浸水、大体どのぐらいかということは、これは町では国交省か何か、そっちのほうから聞いていますかね。それは、聞いていなければ聞いていないでよろしいです。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 逢隈の小学校、中学校はちょっと忘れたんですけども、小山地区から田沢の、阿武隈川から取水口がある辺り、あの辺が決壊した場合ですと、あの辺で約2.5メートルぐらいの最大水位になると確認をしております。その流れをもって、こちら逢隈のまちのほうに来た場合でも、やはりある程度の水位になると思っておりますので、その辺も含めて、今後、最大のやつを考えながら、いろいろな対策を考えていきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） ぜひ、阿武隈川が決壊すれば、やはり地域住民の方々も学校に逃げてくると思えます。逃げるというよりも、避難してくると思えます。

やはり、この水害に対する洪水ハザードマップ、特に避難場所を記したマップの作成、これは見直しも必要ではないかと思いましたが、これは今までも各議員がこの件で質問しておりまして、答弁は、マップ作成していますと、こういう答弁がありました。しかし、やはり今年も自然災害が、どのような大きな災害が発生するか分からないわけですので。降水強度の増加による豪雨の高頻度化、甚大な水害の発生、やはり本町でも災害の備え、さらに考えていくべきだと、このように思いますが、最後、答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） やはり、これは町民の命と直結する大変重要な問題でございますので、それに関しまして、人命を守るために最大限の努力をしていきたいと思えます。

議 長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 以上で終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時といたします。休憩。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番。大槻和弘議員、登壇。

〔6番 大槻和弘君 登壇〕

6番（大槻和弘君） マスクを取らせていただきます。6番、大槻和弘でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず、私の質問につきましては大綱2問、1つが、本町職員の働き方改革と行政サービスについてということと、県の広域水道の民営化について、この2点をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

まず、1点目でございますけれども、本町職員の働き方改革と行政サービスについて。

住民へのサービス向上を目指す意味でも、職員の働き方が重要と考えるが、本町の働き方改革を今後どうしていくのか、お答えをお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 超過勤務に関する現状からちょっと申し上げますと、コロナ禍の影響によりまして、給付金支給業務等の緊急性のある業務が増大しました。それによって、時間外勤務時間数が増えている職員と、それに反対に、各種事業の廃止、縮小等により減少している職員の2極に分かれているような状況でございます。

過去3年間の1か月当たりの平均時間外勤務数を比較しますと、平成30年度が月平均12.1時間であったものに対しまして、令和元年度が平均8.5時間、今年度、これは今年度の1月末現在でございますが7.7時間となっております。昨年度以降、大幅に減少をしております。

その大きな要因としましては、復興事業の進捗による業務量の減少や組織機構の再編、人員配置の工夫、また各課における業務分担の見直し等によりまして、効率

化や省力化が図られたことが挙げられます。

今後におきましても、職員の心身の健康面に最大限配慮をさせていただきまして、仕事と生活の調和、つまりワークライフバランスが保てるように、引き続き超過勤務の削減、縮減に努めていきたいと考えているところでございます。

コロナ禍においてのお話をさせていただきます。コロナ禍の多様な働き方の対応についてでございますが、最新、令和3年3月5日金曜日に決定しました宮城県知事通知の要請内容では、職場における感染防止策の観点から、①在宅勤務、テレワーク、②時差出勤、③自転車通勤等、人との接触を低減する取組の3点について、令和3年4月30日までを期限として協力の要請がなされているところでございます。

在宅勤務、テレワークにつきましては、国、県に比べまして、市町村は行政サービスの多くは個人情報を取り扱う必要があるほか、窓口や相談といった、直接、住民、来庁者の方々との対応が必要な業務となりますので、在宅でできる業務についてはごくわずか、ほとんどないものでありまして、時差出勤につきましても、限られた人員の中で行政サービスを維持する必要があることから、実現に向けて、なかなか難しいハードルの高い状況にあると認識をしているところでございます。

そのような中ではありますが、当然、行政サービスを停滞させるわけにはまいりませんので、職員から感染者を出さない、濃厚接触者を出さないことが非常に重要でありまして、会議や研修においては、できる限りオンラインの活用を図るほか、感染防止のためのアクリルパネルを設置するなど、執務環境の衛生管理や執務室内でも距離を取るなど、密集、密接、密閉を避ける取組を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、安定した行政経営を行い、住民の皆様にはサービスを提供するには、心身共に健康な職員が必要不可欠でございますので、働き方の見直しを進めながら、住民サービスの向上につながるような改善、改革に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 震災から10年というようなことで、大分落ち着きを増してきたんだというお話だと思うんですね。実際、職員の方々のどのくらいの時間をやっているのかということも、私も調べさせていただきました。確かにおっしゃるとおり、そうなっていて、私、2017年から2019年までちょっと見てみたんですが、そうすると、

例えば企画財政課、ここは2017年時点で26.7時間、月ですね、超過勤務をしていたという実態があるわけです。今は企画と2つに分かれていますけれども、これが2019年で9.1時間という具合に3分の1になっているんですね。これはなかなか、そういう意味では成果としてあるんだらうなと思うんです。あるいはまた20時間以上のところを見てみると、福祉課、ここも同じく20.9時間くらいあったものが、2019年で12.1時間と半分くらいになっているということです。

ですから、20時間以上やるということは結構ハードなところなんですね。ところが、そのくらい減っているということだから、それはそれで、いっていい方向なのかなと思います。

ただ、超過勤務については、前のお話だと、6割を減らすんだというふうなことを言っていたので、そこまで達していないとは思いますが、大分、でもこれは進んできているということについては評価をしたいと思います。

ただ1点、ちょっと問題があるなと私は思っていることは、教育委員会ということになるんですが、学務課、この部分なんですね。ここは2017年段階で16時間あったんですよ。ところが、2019年段階で26時間に、10時間ほど上がっているんですね。このところ、何かあったんだらうけれども、こういった実態があるということはちょっと問題ではないのかと。人数的にも8人だったものを、臨職を増やして13人くらいに上げてはいるんですね。これは何かあったのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらに関しましては、教育次長より答弁をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長。

教育次長（南條守一君） 2019年に関しましては、人数が8名から13名になったとありますが、この人数に関しましては、5名がさざんか教室の先生でございますので、実質、学務課におきましては8名で変更ございません。

そして、あと時間外ですが、令和元年度に、学務課の超過勤務の現状を申し上げますと、4月当初からの第三者委員会、これが設置されました。この会議に提出する資料の作成、それから、さざんか教室がこの年から始まりましたものですから、それぞれ初年度の業務が増えたというようなことで、時間外が29年から比べて膨大

に増えたというようなことでございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） まあ、何かあるんだろうなと私は思っておりましたけれども、こんなに増えるわけではないのでね。

ただ、働く人がやっぱり気の毒だと思うんです、こんなに増えるということは。学務課に関しては、人数は8人だろうけれども、その中で一番、年間で多く働いている方というものはどういう実態になっているのかなと、この時間の中身を見せていただいたんです。そうすると、限度額といいますか、限度の時間というもの、上限は45時間ですよ。その45時間、あるんだけど、12か月あるうち、3か月間、この45時間をやっているんですよ。そのほかに、40時間以上を見てみると、6か月間、40時間以上なんですね。

この実態というものは、あまりにもちょっと働いている人は大変だと思うんです。この状態というものはやっぱり解消してあげなくてはいけないと思うんですけれども、先ほど言った、いろんな問題といいますか、学校の関係の、あの問題があったわけですが、その問題、今後どうなのかということも関わってくると思うんですが、これはもう下がっていくんだというふうなことを考えていいわけですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長。

教育次長（南條守一君） この第三者委員会が終われば、当然ながらその業務は減りますので、今度は通常業務となりますので、減っていくものと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） であればよろしいと思います。

ただ、その第三者委員会が起きたというようなことがあるわけですが、ということは、通常聞いていると、いずれ学務課というのは忙しいところなんだと。今度は教育総務課になっているんですかね、なんだということを、周りの声を聞くんですね。

だから、ちょっとというと、今回ちょっと以上のことになっていただけですが、それにしても何かあったときにはこういうふうな形になってしまうということですから、教育長、ちゃんとこれを見ていっていかないと、働いている人は本当に大変だと思うんです。十分注意していただきたいと思います。

それで、もう一つですが、あとは全体的に見て非常に本当に下がっている

というふうな格好なので、6割まで目指して頑張っていたいただきたいなと思います。財政的な問題もありますからね、当然それは。それと、あと働く人のこともありますので、やっぱり元に戻すというか、10年前以上に戻っていくというような形をぜひとも取っていただきたいと思うんです。

それと、もう一つですけれども、年休の問題でちょっとお話をさせていただきたいんですが、年休もそれなりに皆さん取ってはいるんですけれども、どうしても小さい職場、例えば逢隈もそうですけれども、地区の交流センター、ここというものは年間やっぱり、毎年ですけれども、5日間くらいしか年休が取れていないんですね。そうすると、人数が少ないということはあるんですけれども、やっぱり何か配慮してやらないと取れないのではないかなと思うんです。そういったことをちょっと考えていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しましては、総務課長より回答をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 交流センターにつきましては、現在、会計年度任用職員等を採用して対応しておりますので、今後も状況を見ながら対策等を取っていきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 取れる体制はあると思うんですけれども、取りづらいんだと思うんです。自分がいなくなると残りの人たちに迷惑をかけるというような考え方を持っているのではないかなと思うので、その辺をちょっとやっぱり考えてあげたほうがいいと私は思います。ちょっと気の毒かなと思います。これは毎年同じなんですけれども、ここは。それと、そのほかにも児童センターとか、そういう小さい職場というものは何かそういう傾向にあるみたいなので、そこは十分に配慮してあげたらいいのではないかと私は思っております。ぜひご努力をお願いしたいと思います。

私、一番問題だと思っていることは、病休の問題ですね、これがちょっと私は非常に問題かなと思っていまして、今現在、病気休暇というのはどのくらいの方がいるかという、病気休暇を取っていらっしゃる方は、これは2019年ですけれども、これで27人ほどの方が病休を取っているわけですよ。そのほかに、病気休職という

ような形にもなりますから、病気休暇を長く取ると病気休職にならざるを得ない。病気休職になって、たしか2年だと思えますけれども、過ぎると、分限退職というような形になりますので、そういったことを考えた場合に、早期にやっぱりこの病気休暇に対する対策を取ったほうがいいと思っています。

27人という数字を見ますと、正職員の数が、この2019年ですけれども286人いるわけですから、そうすると9.4%ほどになるんですよ、1割近くですよ。ここはちょっと、かなり多いなと私は感覚的に思うんですね。それで、2016年で28人いたんです。2017年で20人に減ったんです。2018年で22人に増えて、そして2019年には27人と、また元に戻ってきたというような格好があります。

特に心配なことは、メンタルの部分ですよ、この部分がどのくらいあるのかということが非常に大きいなと思っはいるんですけれども、この病気休職で1割ほどあるというものは、町長、どういうふうに考えますか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 人数的には大分、1割ということになりますと、やはり業務遂行上もいろんな支障を来していると思いますので、大変大きな数と認識をしております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） この27人の内訳は、10日までが13人で、11日から20日までが2人なんですよ。21日から30日までが7人で、31日以上が5人という格好で、そのほかに病気休職している方が2人と。これは2年ほど前、2019年ですから、今は違うと思うんですが、そういう実態だということになっています。

ストレスチェックというのをやっていると思うんですが、傾向として、そのストレスチェックを見た中身としてどうなんでしょうか、メンタルの関係は。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらの回答は総務課長にさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 大槻議員の、病休の関係なんですけれども、半分ぐらいはインフルエンザで休んでいる方が多くなっております。

なお、ストレスチェックについては、そんなに産業医に相談するぐらいの件数までには至っておりません。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 産業医に相談するまでのケースになっていないという、その考え方は私はおかしいと思うんですよ。病気休職で2人ももう休んでいるんですよ、その当時。だから、私はいつも言うんだけど、ここには安全衛生委員会がありますよね、安全衛生委員会でこのことを取り上げたことはありますか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 先ほどの答弁ですけれども、産業医にかかるほどではないということではなくて、年1回ストレスチェックはしておりますが、その時点では、病休の方も、鬱、精神系ですね、その方たちにつきましては、継続的に産業医に相談するようには声がけをしております。

安全衛生委員会については、年1回、2回ぐらい開催する予定でございますけれども、その時点で産業医にも報告をして対応させていただいております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 取り上げていないんだと思うんです、この問題。取り上げてほしいよ、絶対に。そして、何が原因なのかということをやっぱり究明すべきだと思うんです。インフルエンザと言いましたけれども、インフルエンザ以外にもメンタルもあるわけですから、当然その話を委員会の中であるということは重要だと思うんです。年に1回しかやっていないようなんですけれどもね、安全衛生委員。やっぱりもう少し増やすべきだと思います。このことだけではなくて、いろんなことがあるので、やるべきだと。もしかすると、年1回ということになると、形だけのことをしているのではないかと思うんです。実質的にやっぱり問題に対応するというようなことを考えていったほうが私はいいと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

この問題についてはこのくらいですけれども、先ほどテレワークの問題を言われましたが、そのテレワークのことについて、なかなかやっぱり家庭に持ち帰って仕事をするというようなこととなると、いろんな障害があると思うんですよ。確かに、個人情報の取扱いもあるし、あとパソコンも持っていかなくてはならないという格好、それをどう対応するのかというふうな問題とか、いろんなことがあると思うので。ほかの自治体でもなかなか進んではいないのかなとは思いますが、やっぱり何らかの、それに代わるもので、先ほどお話があったかもしれませんが、会議なんかはそういう形で、テレビモニターの中でやるとか、そういった形

があると思うんですが、考えているものというのは何かございますか、それ以外。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） このテレワークの問題というものは、昨年のちょうど今ぐらいからいろいろ考え始めたところでございますが、先ほどから申し上げましたように、今、基幹のネットにつながっているものが、庁舎内だけじゃないと、それがパソコンを持ち返ったとしても家では業務ができないような体制になっています。それは、やはりウイルス関係とか、そういうものに対応するためということになっているものですから、なかなかそれができないということで、私なりに当時、今それも難しいということは分かったんですが、できれば1日10時間の4日勤務にできないかとか、それでも確か40時間になるわけです。そうすると、週4日働いて3日休みですね、それによって勤務者数を減らしながら、一人一人の執務スペースを広くする方法はないかとか、いろいろ考えてはまいったわけでございますが、最終的に、やはり一人一人の方が幅広い業務を持っていて、その中で1人の方が深くいろんな業務を知っているという状況の中では、なかなか窓口対応を中心に、要するに戸籍とかそういうもの、なかなか専門分野の仕事もあります。そういうことを含めまして、ちょっとなかなか難しいなということで、なかなか一步前に進めていないものが実情であると考えております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） なかなか難しいということはよく分かるんです。ただ、コロナ禍ということ考えた場合、やっぱり何らかの対策を取っていかねばならないんだろうなと思います。

次の質問に移りますけれども、賃金体系について、給料表を7級制としたが成果はあったのか、お答え願います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 本町におきましては、平成26年度から平成29年度までのラスパイレス指数が県内最下位となっており、他市町村に比べまして給与水準が低い状況となっていたことから、職員のモチベーションの向上と将来の人材確保を目的にしまして、平成30年4月から7級制を導入させていただいたところでございます。

これまでの実績としましては、昨年度は該当職員が1人おりましたが、今年度については該当する職員は、7級制の職員はおりません。

今後の見込を申し上げますと、令和3年度に昇格基準を満たす職員が5名、令和4年度が3名の予定となっております。今後、7級の職員が増えていくことが見込まれております。

制度導入の成果としましては、ラスパイレス指数の上昇が挙げられます。

令和2年の指数につきましては、本町では93.5ポイントとなっております、昨年度の91.3ポイントと比較しまして2.2ポイント上昇をしております。県内町村の平均が93.7ポイントとなっておりますので、若干下回るものの、年々、平均値に近づいてきており、徐々に成果が出てきていると認識しているところでございます。

また、7級を目指すという目標が持てる点についても、組織の活性化や職員のモチベーション向上を図るという点でも成果があったと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 2ポイント上がったということで、2020年の4月段階で93.5というような形。ラスパイレス指数ですから、国家公務員を100とした場合に地方自治体の職員の給料水準はどのくらいかといった場合に、県内で見ると、かつては一番下ということだったんだけど、今はそれよりも上がっているということで、町村でいうと、21の町村がある中で、ラストから7番目というふうな格好に今なって、そのポイントだとなるはずなんですけれども、違うんですか、まあいいんですけれども、私が数えたときはそのくらいだったかなと思ったので。町村だけ、市は入らないで。そういうことなんですけれどもね。

いずれ、かつてはラストというだけではなくて、全国の市区町村1,661団体あるんですけれども、その中の中核都市、それから政令指定都市、これを除いた1,661団体の中で、後ろからラスト50位内に入っていたわけですね、亶理町が。今はそこを脱したようですから、一定程度いいのかなとは思いますが、ただ、そのラスト50位の中には、この仙南地区の町が2つ入っているんですよ。

そういうことを考えると、やっぱりいつ下がっても不思議ではないということもあるんでね、そこはご努力というか、そういうことが必要だと思うんですけども、ただ7級制として、先ほど言ったように、今ゼロだということが、私はこれは問題だと思うし、ただ、そういった中でもここまで上がってきたということは、その7級制の問題ではないということに、逆に言うと言えるので。

そう考えた場合に、一体何でこれは上がったのかと、ちょっと分かりますか。分

かれば。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） その件に関しましては、詳しく総務課長よりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 主な要因としましては、昨年3月、任期付職員15名が退職したということが主な要因となっております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） かつて前の課長だったときに、私が質問したときには、任期付職員ではないかというお話を、よほど任期付職員の給与が低かったんだと、足引っ張るくらいだからね、だったと思うんだけど、それが15人が辞めたということで上がったということですから、そういう意味では、今度は任期付職員もいないので、7級制をやった意味をやっぴり今後ちゃんとやっていただきたいなと思います。

次に移りますけれども、国は行政の手続による押印の廃止を掲げていますが、本町の対応はどうでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 国では、どうしても残さなければならない手続を除きまして、速やかに押印を見直すという考え方の下、また新型コロナウイルス感染症拡大の防止やデジタル化を推進する上で、押印の廃止を強力に推進しているところでありまして、昨年12月に地方公共団体における押印見直しマニュアルを作成し、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体と一体となって、規制改革及び行政改革の観点から、押印廃止に積極的に取り組んでおります。

本町といたしましても、行政手続の簡素化と町民サービスの向上、さらには申請手続のオンライン化を推進する上で、押印廃止は必要不可欠であるとの考えから、現在、全庁を挙げまして、対象手続のリストアップと、条例、規制等の整理作業を進めているところでございます。

行政手続は、書面、対面による申請等を前提とし、一部には法令等の根拠が明確でないものや、慣例的に申請等の本人の意思確認の手段として押印を求めてきたものが数多くありますことから、法令根拠、合理性を精査した上で、速やかに押印廃止を進めていきたいと考えておるところでございます。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 進めていくんだというようなことですが、大分といいますか、この問題が出てくる前から、例えば窓口部分での判こが大分少なくなったのかなというふうには思っているんですけども、窓口段階でまだ押印して、申請業務とかですね、それが残っている業務はあるんですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらは、担当しています企画課からお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それぞれの窓口で、申請等で必要な押印についての数というのは、ちょっと把握してはいないんですけども、2月の段階で、先ほど町長のほうで申しました、全庁対象の押印の見直しの取りまとめというのをやっております、どのようなものに押印が必要かというものを一つ一つ出しております。大体、今まとめたもので、全手続で1,200ほどございます。押印を必要としている、現段階ではですね。そのうち、行政手続で必要なものが大体1,000程度、あと内部手続で必要なものが200ということで、この事業それぞれの押印を今後廃止していかのかどうかということは今後検討していくわけですが、大体3月中に各課におきまして、押印の廃止の判断を庁内でしまして、4月中にその精査をいたします。見直しのリスト等も作成いたしまして、全庁でそれをもちろん共有しまして、6月に入ってから順次、条例、規則等の改正を行いたいと考えてございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 今度の6月というような格好だと思うんですけども、実際問題として、できない部分というのは、やっぱり県とか国の法律を改正しないとできないという部分になっているのでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 議員おっしゃるとおり、国、県のほうで決まっておりますものについては、町では判断できませんので、それが順次下りてくるような形になりますので、大分スピード感を持って進めるような形で県からも来ていますので、今後それについて検討していきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 分かりました。

私も公務員だったわけで、物事をする場合には必ず決裁というものが必要になりますよね。私は、ちょっと組織が大きかったせいかもしれないんだけど、1つの案件をちょっと処理して、判こをもらっていくと、十四つか五つくらいになってしまうんですよ。そうすると、ここと組織が違うんですけども、主査、係長、主管課長、そして部長、次長、局長とかというふうに行くんですよ。あと、その脇のスタッフがいるので、そこもやってしまうと1日で終わらないんです。これが2日、3日になったり、出張されるとさらにかかったりして、せっかく残業してこっちはやったのに判こがもらえないという、この実態があるんだけど、亶理町の場合はそこまで組織が大きくないですから、そういう迷惑はかけていませんよね。

議 長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） 組織が大きくなれば、そのような問題もあると思うんですけども、亶理町に限らず、このような小さい行政のところでは、持ち回り決裁というものをやっていると思います。急ぎの案件のものについては、課内はもちろんですけども、それぞれの決裁をする担当部局、最後は町長まで行くものもございますけれども、そういったものは説明をしながら、速やかに持ち回りで決裁をもらっているところがございます。以上です。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひとも、つくって決裁をもらうというのは、どきどきしながらでは困ってしまうわけですよ。この辺をやっぱり勘案して、よく職員の方も接していただきたいと思います。

4つ目に移りますけれども、働き方改革と住民サービス向上に向けて、町民と接する総合窓口設置などの事務改善を考えてはいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 昨年1月に開庁しました本庁舎につきましては、亶理町新庁舎建設基本構想、そして基本計画において、優しさと思いやるのある行政サービスを提供する庁舎とすることを基本方針の第一としまして、来庁する町民にとって便利で分かりやすく、利用しやすさに配慮するとともに、ワンストップサービスに考慮し、町民が多く訪れ、利用頻度の高い窓口業務を行う部署を集約することで、速やかに目的の窓口案内できる、効果的で分かりやすい動線としております。1回フロア

全体で総合窓口の機能を有することのできるようデザインをされております。

また、入り口にはデジタルサイネージや掲示板等で、来庁された町民に対し、総合窓口の中心となる町民生活課への誘導を行うことで、利便性の確保にも努めておるところでございます。

なお、今後の働き方改革の推進については、国が推進している自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画、DX推進計画の中で、マイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化、AI、RPAの利用促進によるオートメーション化等が示されておりますので、住民サービスの向上につながるものと、順次検討していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 利用しやすい庁舎というようなことで、今、町長がおっしゃったわけですがけれども、私がここで言っていることは2階の部分なんですね。下では確かに、1階部分については1つの窓口でできるのかもしれないけれども、2階の部分と言っているんです。

実は、町民の方から言われたことは、その方は車の運転ができないものですから、歩いてここまで来て、そして、町民バスですね、申込みです、要するに。デマンドタクシーの申込みに来ただけけれども、1階に来たら、2階だということが分かったと。それで、2階まで行ったわけですよ。けれども、エレベーターとかがあることも分からなかったらしいのね。だって、表示も何もないので。すぐそばにエレベーターがあれば2階にすぐ行くんですけども、2階に行かなくてはならないということになったので、目の前にある階段を上っていたわけです。高齢者の方です。高齢者の方だから、2階まで登るといこともなかなか大変なんですよ。

町長、企画課長でもいいけれども、1階から2階まで、この階段、段数は分かりますか。35段あるんです。2階から3階までは26段かな。ちなみに言うと、私の家の階段、1階から2階まで14段です。高齢者がその1階から2階の35段を上るといふと、かなりやっぱり疲れるんです。そして、企画課長のいるところに行って、企画課が窓口ですから、そこで申請手続をするという形なわけですよ。ここは1階でやってくれもいいのではないかと思うんです。

それで、2階に行くよりも1階でできるという表示か何かをして、そういったこともしてはいいのではないかと思うのね。

それとあと、さっき、利用しやすいというふうに言ったんだけど、本当にエレベーターの位置とかが分からないわけですよ。エレベーターだけではないんです。薬を飲みたいと思って、水を飲もうと思ったんだけど、水がないと。そして、後で私は聞いたら、授乳室かな、そこにあるらしいんだけど、授乳室があること自体も分からないよね。だから、しょうがないので自動販売機と思ったら、自動販売機が分からないと。ないと思ったということなんです。分かりやすいと、さっき言ったけれども、分かりやすすくないのね。これをちょっと分かりやすくしてほしいと思うんです。

だから、そういう意味では、2階に上がるというよりも、1階でそのことができるかどうかというのを、ちょっとその辺を考えほしいと思うんですが、いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらは企画課長よりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） まず、先ほど町民バスの関係がございましたので、そちらのほうでのお答えをさせていただきます。

デマンドタクシーのほうで、まずは利用登録をしていただくということが原則でございますので、それで申請を受け付けてございます。申請場所につきましては、企画課の窓口、それから各交流センターでも行っております。

議員おっしゃるとおり、高齢者の方でなかなか階段を上るのが大変だと、2階に上ってくるのが大変だという方につきましては、下のほうで言っていたいて、こういった申請をするために、ちょっと2階に上がるのが大変なのということを言っていたいただければ、職員が下に赴いて、そちらで申請を受け付けるようにしますので、そのような形で今後やっていきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 表示をしてもらわないと駄目だと思うんです。町民から言いづらいですよ、それね。だから最初に、2階のものも受付しますというところを出してほしいと思うんです。そういう形で、あと2階の全ての部分ができるかどうかということは分からないので、できるところはやっぱりやってほしいと思うんです。高齢者に限ってね、せめて。歩ける人はいいと思うんだけど、そういう対

応をしてほしいと思うんです。高齢者の方は本当に、さっき言ったように、仮にエレベーターまで行くとしても、玄関からエレベーターまで一番北ですから、そこへ行って、上って、企画課に行くとするれば、そこからまたぐるっと回っていかなくてはならないんですよ。相当遠いということになりますので、そういった努力をひとつお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 内部的な部分で、確かにほとんど、私たちみたいに毎日通っている方、そして、よくいらっしゃる、会議等でこの庁舎を利用されている方は、この庁舎の構造、どこに、動線とか、そういうものを全て把握されていると思いますが、そのように高齢者の方などで、やはり来るのは年、健診のときしか来ていないんだとか、そういう方もいらっしゃると思います。そういうことを含めまして、もう少しサインとか、あと、そういう手続関係に関しましても、できることを現在からすぐ考えまして、そのような体制に取れるようにやっていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） ぜひお願いしたいと思います。本当に、エレベーターの位置も分からないというようなこともあるので、やっぱりちゃんと表示とか何か全部していただきたいと思います。お願いして、次の質問に入ります。

県の広域水道の民営化についてお尋ねいたします。

本町は、仙南仙塩広域水道（17市町）より受水をしています。県は民営化を推し進めているが、現在どうなっているのか。また、その説明はどうなっているのか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在の県の広域水道民営化について、進捗状況についてちょっとお話をさせていただきます。

宮城県が令和4年度からの事業開始に向けまして導入を進めております宮城県上工下水一体官民連携運営事業「みやぎ型管理運営方式」の現在の進捗状況でございますが、「みやぎ型管理運営方式」の導入に当たっては、事業者選定に入った本年度につきましては、2回の担当者会議が開催されており、昨年末、令和2年12月23日の第2回担当者会議では、令和2年6月から12月にかけて実施していた「みやぎ型管理運営方式」に関する応募者との競争的対話、こちらは発注者と競争参加者と

の間で、仕様等について対話や交渉を行う契約手法をいいますが、それが終了したこと、そして、その経過、主な論点、今後のスケジュール等について情報提供を受けております。

競争的対話の経緯につきましては、質問総数が2,377問あったこと、現場確認、資料閲覧、各ヒアリング、競争的対話の実施回数、実施期間、実施方法、主な質問内容に関する説明がありました。

競争的対話の主な論点につきましては、知的財産権対象技術の取扱い、事業終了後の契約不適合条項（瑕疵担保）に係る免責規定、突発的かつ一時的な事象に対するリスク分担の整理、第三者への委託に係る事務手続の簡素化、報告書提出期限の変更、提案内容に対する意見交換が主なものであったこと、その結果、各公募書類で修正が生じた旨の説明を受けております。

以後のスケジュールにつきましては、令和3年1月から第2次審査を行い、3月中旬には優先交渉権者が決定する予定との説明を受けております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） その進捗状況ですけれども、今、全体的にお話をされたと思うんだけれども、具体的に、その競争的対話と言いますけれども、この競争的対話をどこと県がしているのか、それは教えてもらっているんですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらは上下水道課よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） 県からは、3グループの応募があったと説明を受けておりますけれども、応募者につきましては非公表のものとなっております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 県のほうは非公表なんですよ、分からないんです、全然。だから、それで進捗状況とかと聞いたんだけれども、言われるのは、3グループから話を聞いているということは聞いたとは思うんです。ただ、具体的にその中身とか、どの会社とやっているとかということを知っていて、そのことさえも教えてくれないというのは、ちょっとおかしいのではないかと私は思っていて、よく言われるのは、その3者というものは、1つはオリックスとヴェオリア社というところが、これは浜松市の下水を受け取った、コンセッションでやっているところですね、そこと言わ

れているんです。もう一つは、前田建設とスエズという会社なんです。先ほど言ったヴェオリア社もスエズもフランスの会社で、そういう意味であれば、世界でも大手の会社だと言われています。3者目は分かりませんが、こういうことをあっても全然教えてくれないということがあるので、私は、だから具体的に本当に、県では200億円のコスト削減をしようと言っているけれども、このことについてね、けれども、その中身も何も全然聞かされていないというのが現状だと思うんですが、上下水道課長、受水団体連絡協議会でしたか、その中での話というものは出ているんですか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） 運営に関します具体的な説明に関しましては、まだです。優先交渉権者が決定した後、県から説明があるとのこと。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 決まってから説明するんだという話ですから、町民からすれば、全く何も知らされていなくて、全く分からない状態なんです。先ほど言った、ヴェオリア社とかスエズというものはフランスの企業で、最大手で、この企業というものは世界的に民営化といいますか、いろんなどを請け負っているんです、いろんな国の、都市のものを。今は、そういう請け負った国というものがどうなっているかという、料金とかなんかが高くなってしまって、結果として再公営化といいますか、再び公営に戻しているところがかなりあるわけですね。そういう会社が入ってきているということなんです。

だから、そういうことを考えた場合に、私は逆に言ったら、今、説明していないけれども、町民への説明は県に求めるべきではないかと思うんです。その2点目ですけれども、それを求めるべきだと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 県では令和2年9月9日水曜日に、仙台市戦災復興記念館におきまして、県民を対象としまして、「みやぎ型管理運営方式」に関する事業説明会を開催しております。県民の理解を深めるため、今後も折々に開催するよう県に求めてまいりたいと思います。また、町民を対象としました説明会につきましては、各種団体等から要望があった場合、「みやぎ型管理運営方式」に関する出前講座の開催を依頼してまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 県としては、あまり率先してやらないんですよね。だから、本来であれば、受水団体というものは、いわばお客さんですよ、こちらは買うわけですから、水を、仙南仙塩広域水道から。だから、そういう意味で言えば、そのお客さんにちゃんと説明すべきだと思うんです。結果的に説明してなくて、町民への説明も、亘理町だけではなくて、ほかのところもやっぱりすべきだと思いますし、それはやっぱり求めるべきで、さっき言ったように、優先交渉権者が決まればと言うんだけど、それは本来は3月に決める予定だったんです、県はね。けれども、6月に延ばしたようなんですけれども、いずれ非常に問題が大きいのかなと思うので、ぜひとも県に説明をやっぱりするべきだということを、受水団体を含めて伝えてほしいと思うんです。

上下水道課長ですけれども、そういったことについていかがですか。まず、受水団体の中でそういった話をするということ。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） それに関しましては、上下水道課長よりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） 不明な点などにつきましては、仙南仙塩広域水道受水団体連絡会がありますけれども、そちらと連携を取りながら確認してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 特に、外資が入ってくるというようなことですからね。この外資というものは、よく言われるものはウォーターバロンと言われるんですけれども、「水男爵」と言われるんです。貴族なんですよ。

そういったことがあるので、今現在、だから詳しいことはほとんど誰も分からないという状況にはなっているんですけれども、最後に、ちょっと質問に移りますけれども、本町の水道事業運営について、他市町との広域連携、この点についてはいかがでしょう。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ほかの市町との広域連携につきましては、既に実施している例として、水質検査を共同で行うことを目的に設置させていただいております岩沼市外一

市四町水道水質検査協議会が挙げられますが、さらなる事業の効率化を目指しまして、広域連携が可能なものはないか、宮城県を事務局とします宮城県水道事業広域連携検討会仙南地域支部、これは12の市と町が加盟しておりますが、そこにおきまして検討を進めているところでありまして、メリット、デメリットを精査の上、可能なものにつきましては広域連携を行いまして、経営基盤の強化を図っていききたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） いずれ人口が少なくなるということになるので、広域連携というものはやっぱり必要なんだろうなと私は思っています。

県で最初に言っていたことは、ここの場合だと2市3町というふうになることで検討したらしいんですよね、角田市と岩沼市、そして丸森、お隣の町の山元と亶理というふうな形で勝手に検討していたみたいなんだけれども、それは、その後に出てきた案として、今度は仙南圏域で連携をしたらいいのではないかというような案を出されたわけだよね。これは、名取市を除いた仙南全部というような格好になるんですけれども、どういう形になるかはともかくとして、それは必要だとは思いますが、私が思うのには、その次の段階として県が言っていることは、1つ、民営化された仙南仙塩広域水道があるわけですよね。それで、今言った広域連携をするわけですよね、亶理町を含めて。すると、やった場合に、そこを、横の連携、圏域でやるんだけれども、それと、あと県と県の仙南仙塩広域水道と広域連携したと。そこをつないで、垂直連携ということを行っているんです。

これをするとすると、仮に上のところの仙南仙塩が民営化されたとすると、下の圏域も民営化という流れになってくると思うんです。その点について、どう考えますか。これは言っていることですが、お答えを。そういった考え。水道課長でもいいですよ。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、その件に関しましては、上下水道課長よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） 垂直連携についてですけれども、みやぎ型の運営権者がまだ決定していないこともありまして、運営に関する具体的な説明も受けておりません

ので、今のところ考えていないものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） いずれ、亶理町については民営化ということは考えていませんよね。
亶理町の町営水道についてです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 水道事業は極めて公共性の高い事業であります。よって、市町村が責任を持って運営することが原則であると認識をしております。しかしながら、人口減少、あと最近、トイレとかですごく節水タイプのものがいろいろと出てきております。そういう水需要の減少など、厳しい経営環境が続く中では、さらに効率的な事業運営を行う必要があります。

本町におきましても、可能なものにつきましては民間のノウハウを活用しながら、効果的な事業運営を行い、経営基盤の強化を図っていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 民間の活用というものは、要するに委託というような格好でよろしいんですね。そういうことだというふうに思います。私も、広域連携については確かにそうだと思うし、ただ亶理町そのものの水道というのは、やっぱり亶理町が責任を持ってやるということが必要だと思うんです。これは、県が言うような形になると、例えば監査についても、第三者による監査なんていうものはなくなってしまいうような格好になりますから、そして結局、議会で決めるというのは、どうやって決めるかと、料金だけが決めるんだけれども、その料金についても、具体的な中身を教えていただけていないのに議会で決めろと言われても、これはできないですね。亶理町も、仮になったとしたら、そういう形になってしまうので。私は絶対こういうことはしては駄目ではないかなということを申し上げて、私の一般質問については終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤 實君） これをもって大槻和弘議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、午後 1 時といたします。休憩。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番。佐藤邦彦議員、登壇。

〔9番 佐藤邦彦君 登壇〕

9番（佐藤邦彦君） 9番、佐藤邦彦であります。

私は、通告に従いまして、大綱2つを質問いたします。

まず、1点目です。震災・復興の記憶、教訓の伝承につきまして。

東日本大震災から10年を迎え、復興計画期間が終了いたします。震災による傷痕や体験、教訓と復興の道のを後世に伝え続けていかなければなりません。その取組について、次の質問をいたします。

（1）震災・復興の記憶、教訓についての伝承の理念、考えをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） さきの東日本大震災から、あさって11日で10年となりますが、あの震災を経験していない子供たちも増えてきており、また記憶というものは時間の経過とともに薄れていくものでございます。

私たち経験した者でなければ語ることでできない震災、復旧・復興に関する取組や、あのとき何が起こったのか、どのように対処したのかといった記憶や経験、そして、それらから得ることのできた知識や教訓を後世に伝えていくことは、町民のみならず、地域外の方にとっても、生命、財産を守り、被害を最小化することや、復旧・復興の際には最大限の力を発揮するために役立つものでありますので、非常に重要であり、とても大切なことであると考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） ただいまご答弁いただきました。私も全く同感であります。間もなく震災から10年目の3月11日を迎えるわけであります。東日本大震災で犠牲になられた方、被災された方々に対し、残され、生き残った私たちが実際の経験を後世に引き継いでいくことが責務、使命であり、理念として、私は次のように考えます。

犠牲者への追悼と震災の記憶、教訓を後世に、次世代に伝え続け、震災を振り返り、災害の記録や記憶を集め、将来起こり得る災害で同じ犠牲と混乱を繰り返さないようにすることです。そして、未曾有の大災害から教訓と復興10年を振り返り、総括し、防災に強いまちづくりを行うことであると私も思います。

次の（2）番に入ります。「震災伝承」として、震災状況と復興の歩みの記録や

情報の保存、活用について取組を伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、東日本大震災後に策定した亙理町震災復興計画の結果を書籍に記録しまして、震災後10年間の町内の復旧・復興の様子を広く町民に周知するとともに、後世への伝承を目的に、「復興のあゆみ」を現在作成しております。作成部数につきましては1万3,000部で、工期が今年度末となっておりますことから、作成でき次第、全世帯に配布する予定としております。

併せて、10分程度の震災記録画像も作成しており、町外からの訪問者や視察時対応、外国の方々にも、本町における被害状況や復旧・復興状況を映像でご覧いただけるようにしたいと思って、今、作成中でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今述べられたことにつきましては、震災復興計画の中に位置づけられた東日本大震災の伝承としての体験、教訓を風化させず語り継ぐとしているわけでございます。そして、主要施策及び事業の中に、震災体験記録事業及び震災伝承事業が記録されております。

そこで、これまで記録等の本等を調べてみましたら、25年の3月に亙理町東日本大震災活動記録集、そして26年2月には亙理町防災マップ、冊子ですね、これは。そして、平成28年2月に「復興のあゆみ」が刊行されております。そしてまた、これは民間からでございますが、23年10月にインパクトのある、おばあさんの横顔の写真が載った「REVIVE」ですか、「復興」という意味が刊行されてもおります。

そして、先ほど町長から答弁がございました、令和2年度に予算化されておりました「復興のあゆみ」が3月に刊行される予定であるというふうな、一つの集大成というふうなことだと思います。

そこで、私はこう考えるわけなんです。これらの記録は、時間軸、経過の中で大変重要なものだと私は考えます。しかし、時の経過は震災の記憶を薄れさせてしまいます。震災を経験した人が減少し、体験のない人が増えていくわけでありまして。情報がだんだんと伝えにくくなっていくのではないかと思うわけでありまして。

そこで、これまでの貴重な記録をどのように活用していくのか、震災から復興をどのように伝えていくのか、具体的な伝承の在り方、ソフト利用、技術といいます

か、そのようなものを今後しっかりとした計画をつくっていくべきではないかと私は思うわけであります。仮称、震災伝承計画もしくはプログラムを策定して、活用方法を考えるべきではないかと思うんですが、この件に対してどのようにお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員おっしゃるとおり、やはり今は10年で、まだ私たち、皆さん経験者、震災を乗り越えてきた人間が、町民が多くいらっしゃいますが、これがその先10年、そして20年、30年と、どんどん日がたつごとに、どうしても語られる方も少なくなってくると思います。

そういう意味では、ソフト面的な部分で、どうやってか伝承できるような形を、今後計画を考えながら進めていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 天災は人々の記憶から忘れ去られた頃にやってくるとの戒めがあります。これは物理学者の寺田寅彦という人の名言だそうでございます。この戒めをどのような手段、方法で伝えていくのか。かつては伝承方法は、1つ、口伝ですね、言葉伝え、これは釜石市で伝えられた「津波てんでんこ」ですね、小学校、中学生の被害がほとんどなかったというか、全くなかったというふうなことが言われております。そして2つ目は、書物として書き記すこと。そして、石碑などに残して、高台の神社などに、やっぱり後世の方たちに伝えるというふうなランドマーク的なものが、この大きな3つがあります。

現代においては、復興10年間の記憶を基にしながら、我々の子孫、後世、町として未来へ向けた伝承と、これまで支援をいただいた方々へ、やはりこの電子データとしてデジタル化を進め、アーカイブ化を進めるべきではないかと思えます。

これは、復興までの亘理町の姿を、情報を発していくというふうなことの大きなやっぱりこのツールになるのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） やはり書籍とかそういう形でというものが基本でございましたが、今後、将来を考えていくと、やはりデジタルツールに落として、ちゃんとそういうものを伝承できるような形にしていくことが一番、私もいいのではないかと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） そしてまた、伝承方法としてはもう一つ、言葉伝えというふうなものでございます。学べる仕組みをつくることであると思います。データベースをつくるということは、基本としては大変有効であります。例えば、本町で語り部と、活躍していらっしゃる方がおられます。10人ほどだということですが、その語り部の方にお話をお聞きしまして、そのいろいろな道具などを見せてもらいながら、どのようなお話をしているのかということをお聞きしました。A3判2つほどの大きな写真を基に、実際にあったことを来町された方々に伝えるということで、私も、ある一つの写真を見せていただきまして、本当に胸の詰まる思いでございました。それは、写真は、消防団の方々がご遺体を捜索している写真で、そして赤い旗を立てていっている写真でありました。その消防団の方々のお話として、ご遺体を2人、車の中で見つけたと。そのご遺体の状況というものは、親子が抱き合っていて、そこにいたと。何も手を差し伸べることができなかった。消防署員や警察の方、自衛隊の方しかそれを捜索することができなかったというふうなお話が、その語り部の方から話を聞かせていただきました。

このような本当に胸の詰まる話ではありますが、こういったものを、口述ビデオを、ビデオ化しまして、本当に後世の方に記録として残していくことが本当に大切なことだなというふうに、その語り部の方からお話を聞いて思った次第であります。

そのようなことをビデオ撮影することで、やはり残していく。悠里館の中にある、炉端でお話ししているおばさんのようなものの、その語り部としてのものを画像として残していくということは非常に大切なことではないかと思います。

これは将来、防災対策や学校でのICTを活用した防災教育、そしてあと町内外への情報発信による防災意識の育みになるのではと私は考えます。お考えをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私は、震災の伝承というものの究極は、地震の防災の伝承だと私は思っております。震災で多くの方が亡くなられたわけですが、そのような中で、二度とああいう状況を繰り返してはならないという防災の伝承こそが、本当は震災の伝承だろうなという考えでございますので、その辺はもう議員と考えが一

致しておりますので、そういうものを含めまして、今後検討しながら進めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） この項目で最後なんでございますが、教訓として、写真や映像だけではどうしても伝え切れないことが当然あります。これは津波の痕跡などで体感してもらおうという伝承方法は、私は必要ではないかと思うわけでありまして。こんなところまで津波が押し寄せてきたんだと。津波の到達点と高さ、津波被害のサインや標識などを設けることで、ふだんの生活の中に防災意識を植え付けていく。これは非常に大切なことではないかと思っております。これが、先ほど冒頭で言った、神社などにある石碑などというふうなものになろうかと思うんですが、これはいかがお考えでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、町の伝承施設、悠里館として、そのほかに碑という形で2つあるわけでございますし、そのほかにも、津波がここまで到達したという、到達の碑も、この近くの後ろのほうにございます。鎮魂と教訓の津波襲来の碑ということになってはいますが、そのほか、鎮魂、感謝、教訓のはらいの碑、それが7か所ございますので、そういうものを含めまして、ここまで来たんだということを、木とかではなくて、石で、石碑になっておりますので、そういうものを含めて、そういうものを大事に後世に伝えていくことによって、ここまで津波が到達した。この辺は幾らの津波が来たんだということを後世に伝えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） それでは、（3）番に入ります。津波の恐ろしさを伝え、犠牲者の追悼施設として、荒浜、吉田地区に祈念碑などの整備について、お考えをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 現在、本町の追悼施設につきましては、荒浜地区鳥の海公園内の「鎮魂の杜」、鎮魂の碑ですね、そのほか、吉田東部地区吉田浜防災公園内にあります「お地蔵様」の2か所が整備をされております。

これらの2つにつきましては、国土交通省東北地方整備局が所管します震災伝承施設として登録されておまして、まちづくり協議会や震災当時にご支援いただき

ました団体により整備されたものとなっております。

このことから、既に住民主導により整備されました追悼施設がございますので、町が新たに祈念碑等を整備する計画は今のところ持っていないという状況でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今お伺いして、私も寡聞にしてそのような説明は過去になかったのではなかったのかというふうに今思いを起しておりますが、亙理町震災復興計画の東日本大震災の伝承の中に、震災伝承事業として震災モニュメント設置が計画されていたわけです。27年10月1日現在では進行状況が記載されておりましたが、平成30年12月末の亙理町震災復興計画の進捗状況の説明では、事業完了とあり、震災モニュメントについての記載がなくなっていたわけであります。これは、この計画はどのようになったのかと。今、町長がお話しになったようなことに替えていたのかというふうなことについては、過去に私、記憶になかったわけですが、この件はどういうふうなことだったのかということです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、そちらのほう、財政課長のほうに答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） ただいまのモニュメントの関係のお話になりますけれども、その考え方的には、今、町長が話した内容のものになろうかと思えます。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 言っていることは私は理解できます。私がここで申していることは、町の総意としての、そのようなものというふうな意味合いであります。まちづくり協議会で設置したということは私は承知しています。築港通りのゲートボール場のところに、たしか平成25年に設置しておりましたね。太田布団屋さんのあったところのゲートボール場の跡地に設置したと。支援団体から支援されて設置したということは私は承知しております。それがそのような形で、町の立場としてのものなのかというふうに私は認識は持っておりませんでしたもので。

私は、やはりランドマークとして、その鎮魂の碑というものも支援団体から頂いた大変貴重なものだと思えます。ただ、町の意味として建てるべきではないかと

いう気持ちがこれまで持っていたもので、亡くなられた方と追悼の災害の記憶をとどめる施設として、やっぱり祈念碑、モニュメント、町の意味、つまり町民の総意として造るべきものではないかなというふうな趣旨でございました。

そして、それは先ほど町長が答弁された内容に尽きるわけなんです、荒浜地区と吉田地区には多くの人々がそこでなりわいとにぎわいの下に行き交うまちだったわけです。生活していた町が消えてしまったわけです。震災から、無念にもふるさと去らねばならなかった方々のやはり絆、もしくは帰るところとして、もしくは史跡として、そういったものを町として造るべきではないかと。そして、来訪者の方にそれを見ていただくということが、やっぱり最大の伝承の一つではないかということで質問したということではございます。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） これに関しましては、先ほども申し上げたとおりでございますが、やはり地域の方々の中には、どうしても震災を思い出したくないという方もいらっしゃるということが事実でございます。ですから、町のほうで、公的なもので建てるとなると、そういう方々の配慮というものも必要になってくるのかなと思っておりますし、それに関しまして、今後ちょっと私どもとしては、そういう観点もありますので、これを現在のところ、早急に建てるのか、そういうモニュメントを建てるのかということは今のところ控えたいなと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） それでは、2番の新たな区長制度のほうに入ります。

新たな行政区長制度につきまして、地方公務員法の改正により、行政区長の身分や役割、制度の在り方が見直され、令和3年度から新たな区長制度がスタートいたします。このことについて、次の質問を行います。

（1）行政区長制度の在り方に関する検討会の答申と検討結果についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 9月の定例会の一般質問でも回答をさせていただいておりますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が令和2年4月から施行され、本町においては、今年度から行政区長の職務を地域から推薦された方に委託することで、法改正に対応した行政区長制度に移行をさせていた

だいております。

行政区長制度の在り方に関する検討会は、今般の法改正をきっかけとしまして、昭和30年の合併当時から続いている本町の行政区長制度がどうあるべきかを見直すために、区長会からのご提案で設置されたものになりまして、6月の第1回から各月にテーマを設けて開催し、町の関係課の職員も出席しまして、検討を重ねてまいりました。

具体的な検討テーマとしましては、「個人情報の取扱い」「適切なおみ集積所の在り方」「広報・文書・回覧」「行政区・自治組織・区長会」「行政区長の充て職・推薦依頼」「募金・会費等」「行政区長の任期・謝礼金」について検討し、結果といたしましては、これまで本町で築き上げてきた円滑な地域と行政の連携のためには、行政区長制度は必要不可欠であり、充て職等の負担の軽減や謝礼金額の見直しを行った上で、令和3年度以降も制度を継続していくことといたしました。

なお、このことについては、昨年12月22日に行政区長の皆様に対する説明会を開催しまして、令和3年度以降の行政区長制度についてご説明申し上げまして、ご理解いただいたところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 行政区長制度のこれまでの在り方について、9月の定例会で同僚議員が質問した件につきまして、個人情報、今お話にありました集会所、広報及び回覧、自治組織、充て職について、見直しを検討するというふうな答弁があったわけなんですけれども、29年の5月の改正から約4年あったんですね。それで、時代背景に伴い、やっぱり制度というものは当然生き物ですので、やっぱり修正を加えたり、検討、見直しをしていくということは当然必要なことなんですけど、まずもって、今、見直し、検討したというようなお話なんですけど、どのような形のご意見が出たんですか。まずもって個人情報とか、広報及び回覧についてはどのようなお話がなされたのか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その件に関しましては、総務課長よりお答えさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） まず、個人情報の取扱いにつきましては、身分が非常勤特別職か

ら個人ということになりますので、従来の世帯台帳の整理も、行政区長の職務から外したわけでございます。この中では、個人情報、今まで行政区長に世帯台帳等を、転入、転出等の情報を出しておりましたけれども、身分も変わるし、あとは個人情報制度も厳しくなっておりますので、個人情報の取扱いについて、行政区長と協定を結びまして、毎月出しております町広報、配布先が分からないということもありましたので、世帯台帳のみの交付という形になっております。

それから、広報・文書・回覧につきましては、従来どおり行政区長に依頼するような形になりました。意見としては、どういう方法がいいのかご意見をいただきまして、行政区長も町内の見回りとか必要でありますので、従来どおり区長に依頼をするような形になっております。

それから、行政区長の充て職・推薦等については、行政区長としていろいろな充て職があったので、それらを整理していただきたいということで、いろいろ協議して、内容になっております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今回大きな変わり目の節目で、私はあると思います。それで、先ほど行政区長の皆様から、そういった在り方を検討してほしいというような申出の下、検討したというふうなお話でありましたが、今回その洗い出しを抽出する際に、その抽出する手法として、意向調査とかそういったことはおやりになったんですか。お伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 特に今回は、行政区長のほうから区長制度について検討会を立ち上げて、町と一緒に考えていきたいというようなご提案がありましたので、特に全員のご意向は確認はしておりません。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今回の地方公務員法の改正については、守秘義務、職務専念義務、上司の職務上の命令に従う義務の服用規程が適用されるべきものが、特別職非常勤職員として任用され、機密保持等の面で問題が生じていたことから厳格化され、改正に至ったというふうなことになります。

私は、行政区長制度については、これまで多く、この亘理町のまちづくりの基盤として、インフラとして大変貢献してきた有効な制度だと私は思っています。しか

しながら、このような改正が起きてきたというふうなことについて、行政側でやはりこの改正について前向きに取り組むべきではあると私は思うわけでございますが、今回の見直しの方針にしても、どのようにお考えになったのか。この点、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 方針としては、行政区長を置かない市町村もございます。そのような形が取られるかどうか、行政区長をはじめ、それらについて視察等を兼ねまして、どういう制度がいいのかということで検討してまいったところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） （2）番に入ります。行政区長の職務と町内会の役割、協力について、考えをお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほども申し上げた部分もございますが、円滑な地域と行政の連携のために、行政区長の皆様には、広報紙等の配布や地域の意見の集約等、亶理町行政連絡区設置並びに区長選任に関する規則に掲げる職務を担っていただいております。

町内の自治組織におかれましては、会長が行政区長を兼務されている組織が多いとお聞きしており、このことから、行政区長としての職務と、自治組織の、町内会等ですね、その長としての職務が曖昧になっているケースも見受けられ、検討会においても、負担を軽減するためには職務をすみ分けて考えていかななくてはならないとの意見もあったところでございます。

本町では、平成20年に亶理町まちづくり基本条例を制定しまして、町民主体のまちづくりを推進しておりますので、これまで同様に、行政区長と自治組織が連携し、円滑な行政運営にご協力いただけるよう、町としても地域の活動を支援していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 全くそのとおりだと私も思います。行政区長の職務というものは、設置規則に、行政事務の円滑な運営、行政区長の手引には、地域とのパイプ役である行政区長と町の連携を促進し、円滑な行動というふうに規定されております。そして、規則第2条、職務には、区長は町長の指揮を受けるとあります。そこで、行

政区長の職責として、町長の監督下に置かれ、命令により行動することになるわけなのか、その辺のお考えをお願いします。そうなっていますので。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 規定上はそのようになっておるということでございますが、やはり一番は、私たちは行政区長にお願いしたいことは、地域の様々な声を拾っていただいて、その地域ごとの問題点とか、小さい話ですと、やはり雨水がたまっているとか、なかなか流れが悪いとか、そういうものから、様々な相談事が区長を通してございます。地域とのそういうことの連絡、あと、やはり広報紙等の配布等もですけれども、地域の意見の集約をお願いして、それが一番だと思っていますので。町長の下に指揮命令系統という規定はなっていますが、それを強く発動、そういう強く求めるものではないと認識をしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 行政区の役割を見ていく上で、先ほど行政区についての歴史を、町長から答弁がございましたが、明治21年に国は近代化を進めるために、明治政府でありました、市町村制を設定しております。これは江戸時代から引き継いだ区域を区割りとして設定したというふうな市町村制度ですね。そして、昭和15年に内務省の訓令で、市町村の下部組織、町内会及び部落会が整備されております。そして、昭和18年の市町村制の改正により、市町村長が町内会等を監督することが明記されております。そして、終戦後になります。昭和22年1月にGHQは町内会制度を廃止したんです。町内会でしていた事務を市町村に移管したわけです。そして、3月に地方自治法、5月に憲法が制定されたわけです。そして、この当時は自治庁と言ったんですね、自治省ではなくて、自治庁は昭和27年にサンフランシスコ講和条約が発行し、GHQの指令が失効すると、昭和29年に広域化している市町村の地域を掌握するために、町内会長を行政の下部組織として、特別職の地方公務員に委嘱し、指導しました。

ここから、亘理町では30年の2月に町村合併して、今現在の行政連絡会の規制が制定されているということなんです。

つまり、時代背景があって、行政の下部組織というふうな位置づけられ方をしたんですね。それはそれで私はよろしいと思います。

そこで大きく変わったのが平成3年の4月なんです。地方自治法が改正されまし

た。ここで改正されたものは、地縁による団体の権利義務規定が設けられたんです。それは、町内会は自主的な活動を行う住民組織として位置づけられ、行政組織の一部として組み込むことが禁止されたわけなんですね。その後いろいろな自治会制度とかまちづくり条例が出てくるわけなんです、そして今回の29年の地方公務員法の一部で、はっきりと身分が厳格化されたというふうなことになったわけなんです。ここに来て、大きな節目、変わり目が到来したわけなんです。

そこで、これまでは町長の権限に属する行政事務を行い、公的な性格を有していたわけなんです、間違いなく。しかしながら、時代背景と社会環境の変化で、言葉で言えば、私人というふうなことになったわけなんです、これからは町内会と行政は、ある意味というよりも、真っ当に対等な立場というようなものを構築していく必要があるのではないかと思います。

これまでの町内会の仕事については、多くがやっぱり行政のほうに連携、協力するというような形のもので物事が進んできて、地域によっては独自の事業を興してやっているところも随分見受けられてきました。

だから、このような時代背景があって、今日までその行政区というものが日本の国づくり、まちづくりに貢献してきたということを踏まえて、このような大きな節目を迎え、今後やっぱり町内会と対等な立場でまちづくりを構築していくというのが大切なのではないかと思います、所感をお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私も同じような考えでございまして、今まで、ここまで行政区長という区長制度の下にまちづくりを進めてきたわけでございます。この一方的な総務省の方針転換によりまして、私たち基礎自治体が右往左往させられてしまうような状況になったわけでございますが、そのような中で、私は今までも、各行政区の区長の働きを見ていますと、とても足を向けて寝られないなという気持ちでずっとおりました。

今後も、本当に皆様にはご苦勞をおかけしますが、同じような立場でまちづくりのために、協働でまちづくりをしていきたいなと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） それで、行政連絡等の規則第2条には職務が規定されております。

3つあるんですね、通知の伝達及び連絡、各種調査報告、その他必要と認めるものを行うと。これは規定が、この30年につくられたときからのままのような気はいたします。

その配付された手引から業務を見ていきますと、1つは広報紙等の配布、回覧文書、あと2つ目は地区の調査報告、要望書の提出、事業申請、これは防犯灯とかの各種申請、あと3つ目は各種委員の報告、推薦、統計調査、民生委員、そして4番目が各種募金などの取りまとめ、そして5つ目は見守り、災害時の要支援者、あと6番目は各種行事への出席、そして8つ目がその他の行政事務からの協力依頼と、そのほかに各種団体からの役員委嘱ですね、これらがあるわけです。これは大まかにまとめたものだけです。これだけの多くの業務、そしてプラス、町内会の事業を行っているということになります。

行政は今現在、町民が3万3,441名いらっしゃいます。この方たちの属性、言わば個人情報を基に行政サービスを行っているわけです。行政区長は間接的にも個人情報を取り扱う仕事というようなことにはなりません。町と行政区長の関係性を考えた場合に、私はしっかりと業務を明確にして、行政区長と業務委託契約を締結すべきではないかと考えます。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その辺、業務委託ということでございますが、その辺ちょっと総務課長よりお答えさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 協定でございますけれども、すみません、質問の内容を確認させていただきたいんですけれども、個人情報保護についてですか。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今回の地方公及び自治法の一部改正に伴い、私人としての立場であるというふうなことから、その行政区長との関係性の中で、今までは委嘱して、報酬というふうな形のを支給されてきたわけですね。それで、厳格化されたために、行政区長としっかりとその業務委託契約を結び、その中にもろもろの条件を明示して仕事をしていくべきではないかというふうなことのお尋ねでございます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） この件につきましては、令和2年度から始まっておりますので、

今後の検討とさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） この件については、もう一点だけ指摘させていただきます。総務省自治行政局公務員部長から、この改正に当たっての事務処理マニュアルが発出されております。そこで、QアンドAの中にこのような設問があるわけなんです。地方公共団体と地区住民の連絡調整を行う区長など、勤務時間の把握が困難である職について、引き続き特別職非常勤職員として任用することは可能かというような設問です。そして、この設問の回答は、それは駄目ですと。任用する場合は一般職とすべきだと。つまり、一般職として雇用しなさいというふうなことね。そしてもう一つ、地方公務員として任用するのではなく、文書の回覧、配布などといった業務について委託することも考えられるというふうな例示をしているんです。地方公務員として任用するのではなく、文書の回覧、配布などといった業務について委託することも考えられるというふうな例示がございますので、今後もろもろの部分でいろいろな問題が生じて、見直しを進める場合は、やはり多角的に物事を考えていって、検討していただければと思います。

それでは、次に入りますが、区長の業務量というものは多岐にわたり、防災や要支援者への対応など、年々負担が大きくなっているわけなんです。先ほど町長がお話しされましたとおり。そして、町内会長が行政区長を兼ねており、業務の多さから、成り手不足の一因となっているわけなんです。

成り手のいない背景には、高齢化や高齢者のみの世帯増加と、70歳頃まで働いている方が多く、会社員、勤め人には負担が大変重く、役割を担うことが難しくなっているわけなんです。そして、コンプライアンス上の問題ですね、行政区長の責任遂行を考えた場合、実質、業務量も多くなったと考えざるを得ないわけなんです。

今後、区長業務と町内会との関わり合い、協力関係、新しいやっぱり仕組みとして、行政区長の業務を一部町内会に委託するというのもあるのではないかと思うわけなんです。例えば、広報や回覧文書を町内会と契約を結んで委託するというふうなことなんです。これは実際、他市町村でもやられていることだと思いますが、この件についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 広報関係については、検討会の中でも協議させていただきました。

町内会に委託するべきか、あとは行政区長にお願いして配布するのか、その検討結果が、行政区長が依頼を受けて配布するような検討結果となったものでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） それでは、（3）番に入ります。行政区長報酬の在り方はどのようになるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今回の法改正に対応するために、今年度から報酬ではなく、職務に対する謝礼金としてお支払いいたしております。検討会におきまして、これまでと同様に基本額と世帯割の計算でいいが、世帯数による金額の差を見直すべきとの意見がありましたので、検討会でのご意見を尊重しまして、令和3年度から基本額と世帯割の金額の割合を見直しさせていただき、引き続き行政区長個人への謝礼金としてお支払いさせていただくこととなりました。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 全員協議会で、区長の手引というような本の中に、この金額が明示されておりました。これまでは17万8,500円の基本額が、25万円、7万1,500円の増ですね。そして1戸当たりの労務対価である世帯割が2,300円から1,700円に、600円の減となったわけです。この改正については、行政区の実情、課題等を私は反映しているのかと思ったわけなんでございます。

といたしますのは、現在、行政区の世帯数は、多いところのベスト5、1位が下郡区の655世帯1,704人です。そして、2位が早川区、601世帯1,675人、そして3位、4位を飛ばしまして、5位が鹿島区の491世帯の1,203人いらっしゃるわけです。片や、世帯数の少ないベスト5、1位は鷺屋区の20世帯81人です。2位が大畑浜区の23世帯70人です。そして、3位、4位飛ばして、新町中区、5位ですね、39世帯の95人いらっしゃるわけなんです。このようなベスト5をお話ししましたけれども、それで、人口最大区は下郡区が655世帯の1,704名でございます。そして、今回の見直しで32万1,500円が、謝礼金が減額になったんです。そして、最小区、鷺屋区、20世帯数81名が2万2,900円増えたということでございます。計算していきますと、境界ラインは約120世帯のところのボーダーラインなんですね。以上が減少して、以下が増加となったというふうな金額になっていくわけです。世帯が多く、業務量

が多い行政区は謝礼金が少なくなるということになったわけですが、今回の見直し。

行政区間の公平が損なわれたのではないかと私は思うんですけども、多いところは、今まで160万円くらいもらっていたものが、32万円減額になったわけです。

改正理由の見直し根拠をご説明お願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その辺は総務課長よりお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまのご質問でございますけれども、先ほど町長が答弁したように、今回の見直しにつきましては、検討会の中で十分協議させていただきました。検討会の中で、世帯割を3割減らして、基本額のほうに持っていったらいいんじゃないかというようなご意見がございました。それらを基に案を出しまして、先ほど議員がおっしゃった、今回、最大で31万円減になるところがございますけれども、これらについても昨年12月22日に全区長の中で説明会を開きまして、納得いただいたところでございます。

なお、一部ちょっと納得いかないところもあったようでございますけれども、その点につきましても、こちらから改めて説明しに行きまして、ご理解を得たものと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 次に、謝礼金というふうなこと、その報酬区分から謝礼というような位置づけになったと町長から答弁がございましたが、行政区長の身分としての位置づけから、金銭の性質、性格として、これは適当なのかというようなことです。支出科目には、報酬、労働の対価として支払う金銭、これは非常勤です。給与、労働の対価として支払う金銭、これは雇用関係が発生します。そして、委託料、権限に属する事務事業を委託して行わせることで発生する金銭、そして先ほどの報償費ですね、講演会、これは研修会等に支払われる金銭です、報償費。

そこで、謝礼金というものはどういったものの性格に支出されるかということなんですが、気持ちを表し、協力の御礼に支払う金銭、これは常識だと思うんですが、それも安価な金額というふうなおおよその定義がなされております。

行政区長は地区から推薦され、職務を委嘱されます。委嘱とは、一定期間、特定の仕事を他人の人に任せ頼むことになるわけです。公金の支出として取扱いは、こ

これは委託料というふうな支出科目ではないのかということですが、所見をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 今年度からも、特に謝礼金として支出しておりますので、特に問題ないかと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 特別職非常勤でなくなった行政区長に公金を支出する場合は、公金の透明性と説明責任がこれからはしっかり求められるということにはなろうかと思えます。令和2年度で区長報酬の最高額が168万5,000円なんですね。そして、平均額は61万円、これは副区長を除く金額です。このような金額を謝礼金というふうな金額は、区長の職務、業務を考えた場合、運用としてなじむものなのかというふうな問題提起なんですけど、再度、どのようにお考えか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほど、業務委託料とか、そういう話もございましたけれども、今後やはり、これが大転換期で変わったばかりでございます。なお、そういう部分を含めまして、いろいろ精査をしながら、正しい法律的な部分もあるかもしれませんので、その辺を詰めながら、前に進んでいきながら、徐々にそういう、一番問題ない形にもっていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 最後の質問なんですけど、亘理町には68行政区がございます。地域環境、特徴が全て異なるわけでありまして。地理的には、山村地域、漁村地域、農村地域、市街地、あと新興住宅街に分けられるわけです。人口密度、世帯人口数がことごとく異なっております。行政区域の面積も異なっているわけなんです。

今回の改正に当たり、今後の課題として問題提起をさせていただきますが、地域の属性、特徴を勘案すべきだったのではないかとことです。

例えば、今回は基本額のほかに、1,700円というふうな形になったんですが、世帯割をこのようにしたらよかったのではないかと、つまり50世帯以下は何々円、そして、それから、例えば20世帯を超えるごとに一定額を加算する。世帯割として、こういうふうな区分。そして、人口割ですね、200人以下は幾ら、そして、例えば50人を超えた場合はこれくらいですというふうな、一定額を加算していく、人口割で

すね。それと、最後に面積割、その業務範囲です、亘理町内であれば、やっぱり軒数が連なっておるといふような住宅ですので、あと逢隈地区、吉田地区になれば、やっぱり面積密度が薄く、行動半径も広がると、あと山あり川ありというふうな条件がございます。

そういった意味合いも兼ねて、業務範囲の区分を設けて、定額を支給するというふうなやり方もあったのではないかと。国民健康保険の平等割とか、均等割とか、所得割のようなものを加えれば合理的ではなかったのかと思った次第でございますが、今後の課題になろうかと思いますが、この件として何かお考えがあれば、どうぞお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま、今後の町政の、区長謝礼金に関する、そして謝礼金に対する中身のお話も、どういう積算根拠です、そういうものをいろいろ今後考えたらいいのではないかというお話をいただきました。すぐに実行できるかどうかは分かりませんが、そういう部分の考え方もあるということを常々思いながらやりますし、また今回、今、令和3年度から新しい形になるわけでございますので、その状況も見極めながら考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 最近聞いたお話なんですが、亘理町内のある区で、4月から広報を宅配に頼むと、委託する動きがあるというふうなことがありました、私が聞いた情報では、今後そのようなことで、各行政区がいろいろな考えで対応していかざるを得ない状況が出てくるのかと思いますが、今後もいい方向に向かって検討なされ、まちづくりをつくっていただければと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤邦彦議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、午後2時10分とします。休憩。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番。小野明子議員、登壇。

〔8番 小野明子君 登壇〕

8 番（小野明子君） 8番、小野明子です。よろしくお願いいたします。

あさって、3月11日で東日本大震災から10年目を迎えます。亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げ、また新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただいている町内全ての皆様に敬意を表しつつ質問をさせていただきます。

通告書に従い、2項目、質問をさせていただきます。

まず、1項目め、移住・定住支援事業についてお伺いいたします。

1点目、2019年より国は地方創生移住支援事業を開始し、東京から地方へ移住する起業・就業者に移住支援金を交付しております。本町でもこの事業を実施されていますが、本年度の支援金受給例はありましたでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ご質問の、地方創生移住支援事業につきましては、地方の担い手不足解消対策のために、東京圏から亙理町へUターン、Iターン、Jターンされる方に対しまして、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領に定めるもののほか、本町の要綱に基づきまして移住支援金を支給しております。

今年度の実績としましては、令和2年9月に1名の方が東京都から本町に移住し、申請されたことから、本制度に基づき移住支援金を交付しております。実績としては、その1件となります。

今後も、本支援制度を活用しました移住者の増加を図りつつ、移住フェア等への参加を通しまして、本町の情報発信をしながら移住促進に努めてまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 差し支えなければ、その受給例の方の詳細をお伺いできますでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 年齢的には40代の方で、東京都の江東区から町内に単身で移住をされた方でございます。

議 長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 支給条件を満たすことが大変難しいため、申請数もわずかであるとお伺いしておりますが、本年度申請をされた方が亙理町を選んだ要因、どのように

お考えか、お伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この方は多分、東京のような混み混みしたところで住むよりも、やはり自然豊かなところで仕事をしながらゆったり過ごしたいという考え方の下に、特に今年度9月ということで、昨年の2月以降ですと、やはりコロナの感染症とかがありましたので、そういうものもあったのかなというふうに認識はしているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） ありがとうございます。その移住の際にも、お勤めをされる場所、そういったところにも様々な条件があったと伺っておりますが、この部分で町として力を入れたことはございましたでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらの件は企画課長のほうにお答えさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画課長。

企画課長（齋 義弘君） この支援制度を活用するためには、今、議員おっしゃったように、条件がございまして、まず受け入れる企業を登録しなければいけません。宮城県でも登録の募集をかけまして、各市町村に協力していただける企業を推薦してほしいというお話がありまして、県内では297事業所が今、登録されてございます。亶理町の場合ですと、16事業所が登録されております。これは、仙台、石巻、気仙沼に次いで4番目に多い数字でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 実は私のもとにも、この施策が使えるのだろうかという問合せをいただいたところから、町に伺って、様々な教えていただいたところで、本日伺ったところでございました。ということで、これからもぜひ力を入れながら、皆様の期待に応えられる、そういった施策をお願いしたいと思っております。

それでは、次に入らせていただきます。次に、本年1月に成立した令和2年度第3次補正予算において、サテライトオフィスの整備や既存施設の活用支援のための地方創生テレワーク交付金が創設されました。本町で、この事業を活用する予定はございますか。お伺いたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 地方創生テレワーク交付金につきましては、国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策としまして、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を柱に、新たな人の流れを促進するなど地域独自の取組への支援が明記されたことを踏まえまして、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・定住・滞在への取組等を支援しまして、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、東京圏への一極集中を是正及び地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に創設されてまいりました。具体的には、サテライトオフィス、シェアオフィス、そして本町でも整備中でありますコワーキングスペースといった施設の整備や運営、企業に対する進出支援等の経費が対象となっております。

本町におきましても、ポストコロナ対策としまして、デジタル化社会にいち早く対応すべく、テレワークの推進やサテライトオフィスの整備及び県外企業のオフィス誘致を、本交付金を活用して実施することを検討を今いたしているところでございます。

しかしながら、本交付金を活用した施設等を整備する上で、本町に滞在、立地を希望する企業とのマッチングが必要不可欠でございます。

このため、本交付金の交付を視野に入れつつ、定期的に開催されておりますビジネスマッチングセミナー等に参加することで、積極的に町のセールスをしながら、サテライトオフィスの誘致を行ってまいりたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 前回の議会でも、コワーキングスペースの設置が決定され、亘理町はいち早く新型コロナウイルスの影響で変化した労働環境の整備に取り組んでいらっしゃると思います。感染症の流行が終息した後も、ウイルスがない以前の世界にそのまま戻ることはありませんが、この新型コロナウイルスの流行は決して悪いことばかりではないと私自身は考えます。大きく世の中が変わるには、やはり大きなたこ入れが必要かと思われまます。

先ほど、町長からもご答弁を頂戴いたしましたが、さらに国、県から落ちてくる前に、まず亘理町として大きく考えていらっしゃる事、また独自の支援などはさらに考えていらっしゃる事はありますでしょうか。再度お伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 独自の支援策、企業等への支援策等、これを見据えた、移住・定住とか、こういうサテライトオフィス以外のということでもよろしいのでしょうか。それに向け、この限定したということでもよろしいのでしょうか。（「全体で」の声あり）全体で。やはり、なかなかコロナウイルスが終息しない状態、その中で、またコロナワクチンのあれが徐々に何か後ろに延びているような、接種スケジュールが延びるような状況でございます。そうしますと、やはり地域経済の疲弊というものがございまして、その辺を含めた、また第3次の補正を使ったものは実施を考えていきたいと今、地域経済を活性化するための支援策を実施していきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 確かに、なかなか先が見通せない現在の中では、具体的にというところは難しいことではございますが、一人一人の生活も大きく変わる中、やはり町の向かうべき道、方向転換というものは非常に必要なことかと思っております。定住人口の目標達成にも向け、様々な職場の方の英知を結集していただき、よりよい亘理町建設にさらなる努力をお願い申し上げ、2項めに移らせていただきます。

続きまして2項め、本町の空き家対策についてです。

まず1点目に、昨年5月に亘理町空き家バンク事業に関する協定が締結されました。現在の空き家の登録状況についてお伺いたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 空き家バンクの事業に関しまして、現在のところ、残念ながら、まだ零件という状況というか、また事業が始まったばかりです。いろいろ調査とかをやっている段階でございますので、その状況等も踏まえまして、その状況を説明させていただいてよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）では、させていただきます。

空き家バンク事業に関しましては、これまでの経緯としまして説明をしますと、令和元年度は、1点目、環境美化推進員を通じまして、行政区へ空き家調査を依頼させていただきまして、調査結果として、亘理、吉田、荒浜、逢隈、4地区合計で299件の空き家がございました。その後、299件の空き家所有者へアンケート調査を実施させていただきました。

今年度、令和2年度は次のとおり進めているわけではございますが、1点目、町、

宮城県宅地建物取引業協会、あと全日本不動産協会宮城県本部による協定を締結させていただきました。2点目が、事業実施要綱の制定でございます。3点目が、町内不動産業者への説明及び協力事業者の登録でございます。4点目、アンケート調査の集計、整理という形で、現在、令和2年度は進めているところでございます。

299件のアンケート調査の中で、空き家バンク事業に興味があると回答をいただいたものが68件でございます。それ以外は、「管理している、賃貸・売却する考えがない、将来は住む」などの理由で空き家バンク事業を利用しない旨の回答がございました。

最後に5点目でございますが、空き家バンク事業の登録に関し意向確認を現在進めております。68件の対象者へ2月に意向調査票を送付しております。事業概要、登録に関する基本事項、そして必要手続について内容説明を行い、事業へ登録するかしないかの確認を現在行っている状況となっております。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 先に進んでいるということで、少し安堵をさせていただきました。

ですが、もう一度確認でございましたが、平成31年の1月に、山田町長の答弁の基に、町内の空き家状況のデータベースが管理され、空き家と推定される物件数が339件と報告されておりました。このときの300件というものは、先ほどの299件というのと同じものでよろしかったでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） そちらのほう、町民生活課長よりお答えさせていただきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） ただいま議員がおっしゃられました、平成31年度の時点での399……（「339件」の声あり）件ですかね。当初、そちらの数値を捕まえておりましたが、その後、実際、目視調査などを進めましたところが、最終的には299件の数字ということで調査をかけさせていただいたところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） それでは、その調査の条件などをお伺いするつもりでしたが、先ほど町長から答弁をいただきましたので、その先に進ませていただきます。

また、先ほどいただいた、この空き家の中には倒壊のおそれがあるような危険な

物件は確認されていないというふうに、その31年のところでは紹介をされておりました。しかし、今月13日にも本町で最大震度6弱を記録する東日本大震災以来の大きな余震がございました。空き家の中には、所有者が十分に管理できない物件があると思われまので、町としては、地震後そのような空き家を再度点検し、倒壊の危険性を把握するなどの対策が行われていたのかどうか、確認をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） あの地震の後、その空き家の中で一番倒壊の危険性がある物件がございましたので、そこは早速確認しに参りまして、その一番危険性のあるところも特に被害がない状況を確認しているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） やはり私のもとにも、どうしても町民の方が不安なために確認の電話をいただきました。空き家というのは所有者のもので、町が管理するというのは非常に難しいことだとは思いますが、どうか最小限、最大限でしょうか、町民の方が不安にならないような対策をお考えいただければと思います。

続けて、通告書の2点目に移ります。県内では、空き家を放置するデメリットや活用方法をまとめた情報冊子等の発行を行い、制度と情報の周知徹底を目指している市町村もございます。本町では、空き家バンク活用のために、先ほどご答弁もいただきましたように、先に進んでいるということではございますが、他市町村のような広報活動に取り組むことを検討しているのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの、広報活動というお話でございますが、今後、空き家バンク事業の進捗に合わせまして、登録物件、空き家バンクに関する情報、定住促進に関する情報などを盛り込み、町のホームページへ専用ページを設ける計画としております。また、町広報へも掲載をし、情報発信に努めていく考えでございます。

そのため、現時点での情報冊子の発行は考えてはおりませんが、まずはホームページを開設し、状況を見ながら、冊子の作成は今後検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） では、この先に進むことを期待しております。

宮城県内に限らず、全国的に空き家は大きな問題となっております。新型コロナウイルスの流行に伴う自粛生活の期間の中で、改めて自宅の周りを見渡すと、空き家が目立つようになったと感じる町民の方の声も多く伺っております。その中には、それぞれ自助、共助、公助ではございませんが、それぞれお考えになりながら、手は尽くしていただいているということです。

空き家は放っておけばごみとなり、生かせば宝となります。先日の河北新報の記事にも、山形県と、こちらはちょっと違う形だとは思いますが、大学が連携し、空き家を学生のシェアハウスに活用した例も紹介をされておりました。宮城県内でも推進の途上ではありますが、あらゆる対象に向けて、様々なやり方で空き家を活用する方法を模索されていらっしゃるようでございます。先日の町長の答弁にも、荒浜地区の土地の空き地バンクのご利用を考えていらっしゃるということでもございましたので、再度では恐縮ですが、本町の空き家問題について、町長のお考えを再度お知らせください。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この空き家問題、本当に放置をしておりますと、不法の方が入ったり、様々な弊害が町民、私たちにもいろいろな弊害が生じてくるものと思っておりますし、何よりも、やはり地震、災害等において、どうしても人が住んでいませんと、そういう全てが壊れやすくなるというのが空き家の問題だと思っております。地震時とかに崩れ落ちて、ちょうど通行中であつた人に当たったりとか、そういうことも考えられますので、様々な面において問題があるものがこの空き家でございますので、空き家を所有されている方は適正に管理をしていただきたいと思いますし、できれば、それが難しい方に関しましては、こういう空き家バンク等に登録をいただきまして、貸し出すことによって適正な管理が行われるような形を進めて、空き家に対する不審火とかそういうことも、漏電から来る火災とかも考えられますので、その辺は空き家が1件でも少なくなるように努めていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 亘理町は本当に住みよい町だと私自身は思っております。震災をも乗り越え、コロナをも乗り越えた後には、どんな未来が待っているんだろう、子供たちがどんなに楽しみな町が待っているんだろうと思われれます。次の10年に向かつての今が大きな転換期だと思います。「また来たくなるまち・ずっと住みたくなる

まちわたり」を目指して、私も微力ながら尽力をしてみたいと思います。どうか皆様の英知を結集し、スピーディーに、そしてまた様々なところの情報収集をしながら当たっていただければと思います。

以上をもちまして質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって小野明子議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 3 2 分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 渡邊 健一

署名議員 澤井 俊一